

平成22年第2回玉城町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年3月9日午前9時開議

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
風口 尚 3分 ~ 11分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新学習指導要領について</li> <li>2. こころの教育について</li> <li>3. 玉城音頭の復活について</li> </ol>
鈴木 加奈子 12分 ~ 25分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの医療費無料年齢を拡げることについて</li> <li>2. 学童保育の充実と指導員の待遇改善について</li> <li>3. 田丸保育所の取り組みについて</li> <li>4. 介護保険料について</li> </ol>
山本 静一 25分 ~ 33分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成21年度決算の決算見込みについて</li> <li>2. これからの町財政見通しについて</li> </ol>
奥川 直人 33分 ~ 46分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有田・下外城田保育所主任職の設置及びその後の状況について</li> <li>2. 玉城町68区への自治区交付金の地域活性化事業について</li> </ol>
中瀬 信之 46分 ~ 61分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東南海・南海地震の発生における危機対策について</li> <li>2. 食育と地産地消の進め方について</li> <li>3. 新型インフルエンザ対策について</li> </ol>

## 平成22年第2回玉城町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成22年3月5日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年3月8日

4. 応召議員

1番 小林一則君	2番 中野勇君
3番 山本静一君	4番
5番 鈴木加奈子君	6番 小林豊君
7番 前川隆夫君	8番 風口尚君
9番 川西元行君	10番 中瀬信之君
11番 山口和宏君	12番 奥川直人君
13番 高木市郎君	14番 東谷富雄君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村修一君	副町長 坪井信義君
教育長 山口典郎君	会計管理者 前田浩三君
総務課長 中郷徹君	税務住民課収納対策室長 小林一雄君
生活福祉課長 林裕紀君	建設課長 森島千里君
上下水道課長 松田幸一君	病院老健事務局長 田畑良和君
教育事務局長 辻誠君	総務担当課長補佐 田村優君
産業振興課長 田間宏紀君	政策財政担当課長補佐 中村元紀君
教育委員長 加藤禎一君	監査委員 松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南友敬君	同書記 高井美江君
同書記 内山治久君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時02分 開会)

○議長（小林一則君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって平成22年第2回玉城町議会定例会（第2日目）の会議を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

5番 鈴木 加奈子 さん

6番 小林 豊 君

の2名を指名いたします。

○議長（小林一則君） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。それでは最初に、8番 風口尚君の質問を許します。

○8番（風口 尚君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので通告にしたがいまして、3点ほどお尋ねをしたいと思います。1点目は新学習指導要領につきまして。2点目が心の教育につきまして。3点目が玉城音頭の復活ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目の新学習指導要領につきまして、昨年度新型インフルエンザの大流行ということで、教育行政に携わる関係者の皆様方にとっては、子どもたちの命と健康の大切さと言いますか、重要性を再認識されたのではないかと思います。また学級閉鎖等によりまして、授業実数の確保に大変ご苦労なされたのではないかとお察しするところであります。

さて新学習指導要領が小学校が2011年度、中学校2012年度から変わるわけでございますけれども、現在の柱になっておりますゆとり教育では学習の時間、内容、大幅な削減また週5日制の実施が行われまして、その結果学力低下というふうに言われておるわけでございます。日本の将来が懸念されておると。そんなことも聞いたりするわけでございますけれども、そこでゆとり教育から学力重視へと変わるわけがあります。主要教科の授業時間の増加または学習内容が追加されることになりました。ゆとり教育の影響で家庭学習をしない子供たちが増えておる中で、中間層の多いいわゆるできる子できない子の学力の二極化と言われてますけれども、そういったことにますます拍車がかかるのではないかとということ、よく言われておりますけれども、そんな中でこれからの指導方針というのは、どういうふうにお考えなのかということと。

それから現在の週5日制で、この内容が増えたことによって、学習時間の確保が果たしてできるのかどうかということ、同時に土曜日の学習あるいは補習と言いますか、そういったことの必要性はどのようにお考えなのかということ。そして小学校の五、六年生におきますと外国語と言いますと、英語ですね。英語が必須教科になるというふうに言われておる。中学校でも英語の教科が大変また強化されると。こういうふうなことを言われておる中で、その辺の指導体制は、どういふふうにお考えなのかと。

最後に国語というふうに書かせてもらいましたけれども、読書ということでちょっと取り上げてみたいと思うんですけれども、本を読むことというのは大変子供たちにいろんな知識とか、あるいは活用力が非常に高いということ、また学力も読書され

る子供は非常に高いというふうなことを言われますけれども、読書の必要性ということを考えながら、いま小学校、中学校でどういうふうな読書の時間をつくっておられるのか、その辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林一則君） 8番 風口尚君の質問に対して答弁を許します。

教育長 山口典郎君。

○教育長（山口典郎君） 先ほど議員からご質問のありました新学習指導要領の件につきまして、お答え申し上げます。議員ご指摘のように新学習指導要領はゆとり教育から学力向上への展開を図る教育となっております。その点で文部科学省は学力向上の方針を多く三つのポイントを指摘して、重要なポイントととして要請するとしております。

一つは基礎的な知識、議論をしっかりと身につけさせるということでありまして、それから二つ目に知識、技能を活用し、自ら考え判断し表現する能力を育むという二つ目のポイントがあります。それから三つ目としまして、学習に取り組む意欲を養うという、この三つが今度の新学習指導要領の中の学力向上の大きなポイントになっております。そこでこの三つの養成には学級を更に分けて指導する。少人数指導が効果的であるということが、今回のこれで3回目となりますけれども、全国学力調査等からも分かってきております。

先ほど議員ご指摘のように二極化が懸念されるというふうな話もあります。確かに学習の置き去りをなくしていくことが、非常に大切なこととなっております。その点で基礎、基本をつけさせ少人数教育でこまめに指導していく体制をつくるのが大切であるというふうに考えております。そのために玉城町では県下でもめずらしい町単独の非常勤講師を配置して、学習を更に学級を分けて指導する少人数教育指導を行っております。来年度は特に玉城町全ての学校に非常勤講師を配置して、学力の向上を図ることを考えております。

それから学習時間の確保でございますけれども、新学習指導要領は小学校の6年間と中学校の3年間で、特に国語、社会、数学、小学校では算数ですけど、体育、外国語の学習時間をふやそうというものであります。全体の授業時間数は今までの総合的な時間を削減してございまして、更に小学校1年生と、2年生では週2時間増えることとなります。

それから小学校3年生から6年生まで週1時間増になり、それから中学校で週1時間を増やすということなり、全体的には週2時間から1時間程度の授業実数の増になりますので、現在5時間から6時間、小学校の低学年では4時間から5時間というところでありまして、一応週5日制の中に入れ込むことができるという体制になっております。その点から今のところ土曜日の登校は考えなくてもできる体制にはなると考えております。

ただ先ほど議員からのご指摘のように、新型インフルエンザの対策、学級閉鎖等による対策が望まれるという点からも、授業時間数の確保は、玉城町小学校、中学校で

全体的に今のところ予定と目途は立っております。それで特に今年の夏は学習の置き去りをなくすために、夏期休業中に小学校によってはバラツキがありますけれども、2日から3日あるいは10日間ほど補習をしまして、学力の二極化への対策を果たしておるところでございます。

新学習指導要領の完全実施は、小学校で23年度から。それから中学校では24年度からとなっております。しかし今年度から玉城町の各小学校では、議員さんご指摘のように小学校英語などを先行して、週1時間から2時間ほど実施しております。ALTで生の英会話の学習を行うという方法も、従来どおり取らせていただいておりますけれども、今年度から特に玉城町単独で14名の教育ボランティアの方が活動していただいております。現在小学校に7名の英語ボランティアによって、小学校英語に参加していただいております。さらに国語の力ということでご指摘がありましたけれども、すべての教科に国語というものは影響するということがあります。算数とか数学の応用問題は、それを解くためには読んで理解するという力がもちろん重要です。そのほかの教科においても、応用問題が非常にたくさんありますので、そういうふうな読解力ということを身につける必要があるというふうに思われます。

特に国語の力を向上させるために、玉城町は全ての小中学校において、朝の読書の時間をつくって、読書の習慣をつけるための取り組みを行っております。ただ来年度県の事業でいきいき読書リレーという事業が立ち上げられることになりました。玉城町はいち早く名乗りをあげまして、玉城町で152万5000円の図書購入費を県からいただくことができております。そしてその図書のほうの選定も先日、小中学校の先生方にお願ひし、選定を終えたところであります。この図書を各学校でグループに回しながら、読書活動をしてあるいは読書のいわゆる図書委員会とそれから学級での読書感想文などをふんだんに盛り込みながら、交流をする会を企画しております。

このような玉城町独自の取り組みで学力の向上を整えるように、現在のところ考えております。以上であります。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） いろいろと玉城町は先ほども答弁いただきましたように、少人数の指導ということが、また非常勤講師とか、あるいはまたボランティアの方々がかなりご指導いただいております。ほっとしているところがございますけれども、ただ一つ思うのは学校でなかなかうまくと言いますか、追いついていかない。学習に追いついていかないとどうしても塾というふうな、塾の需要というのが多くなると言いますか、そういうことになったりします。そうなりますと経済的に恵まれたご家庭と、そうでないご家庭との子供たちの格差が生じるのではないかなという懸念も実はしておるところであるんですけども。

東京都。これはいつかの新聞に載ってましたけれども、これは東京都のことですけれども、こういった土曜学習、土曜の補習に1億円の助成、これは外部からの講師の

謝金ですね、そういったことで予算をつけるとか、つけないとか。決定したかどうかちょっとわかりませんが、そういったことを新聞に書いてありましたけれども、そういうようなこともまたひよっとしたら考えやないかなのかなと思ったりしますが、今の追いつけない子供たちの塾の関係の問題と、そういった後々のそういう講師とか、外部からのそういった補助金とか、そういったことのお考えが今のところ、なければお答えいただかなくて結構ですが、その辺はどういうふうにお考えなのか、お聞きしたい。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 確かに現在学校では二極化が進んできております。特に小学校の低学年から学校にまず入った段階で、学習の生活習慣というものをまず念頭におきながら、学習できる体制をつくるということが必要ではないかというふうに思っております。

それから特に先ほど言いましたけれども、夏期休業中に1学期を過ぎた段階で子供たちに置き去りがないかということをチェックした中で、本年度は夏期休業中に補修をしたということで、そういうふうな点からもできるだけ二極化を少なくする対策を取るというふうに考えておりますけれども、確かに議員ご指摘のように三重県は、かつての教科では習熟度が全国一と。かつてのものもありますけれども、確かに塾に頼るといふところのものもありますけれども、できるだけ学校では宿題も多くしながらも、力をつけるようにということ、全国学力調査のいわゆる家庭での学習の大事さも訴えながら、教育とそれから家庭教育での両輪としてやっていくという・・・ありまして、現在のところ本年度はそういうふうな形でやらさせていただいて、本年度・・・計らいながら来年度また新たなポイントで、検討しながら新しい予算もつけていただくというふうに考えております。以上です。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） よくわかりました。それでは最後のこの読書ですけれども、いきいき読書リレーというんがあるんですか。152万5000円ですか、そういった読書、本を買われるということをお聞きしたんですけれども、やはり本というのは「本が死ぬところ暴力が生まれる」というような言葉がありますけれども、やはり大変必要な重要な今のまだ子供たちには、特にそういうようなことが重要ではないかというふうに思ったりしますので、この辺もよろしくお聞きしたいと思っております。

それでは次の2点目にまいりたいと思っておりますけれども、先ほどは学生の本文であります勉強についてお尋ね申し上げましたんですけど、その前に人間としてもっとも大切な心の教育ということについて、お尋ねを申し上げたいと思っております。教育問題御三家と言われております校内暴力、あるいはいじめまた不登校、さまざまな問題が提起されておるわけでごさいます、子供を取り巻く環境も急激に変化をしている。

そこでこの変化に対応すべく心の教育というのが、今求められておるわけでごさいます。今の日本を見ますと大事な子供のしつけを忘れ、金儲けであったり、あるいは

単に勉強であったり、また礼儀作法がない。恥はかきすてといった、このような状況が大変ふえてまいりました。日本は大変豊かであるというふうに言われておりますけれども、一方では心がどうも貧しくなったなというふうに思うわけがございますけれども、物心両面という言葉がありますけれども、「物心両目の幸福追求」という言葉が、これは京セラの今は名誉会長さんですか、稲盛さんの経営理念なんですね。物と心、経済と精神というんですか、その両方のバランスの追求ということだそうだけれども、言うことはそれだけ難しいということなんですね。そういうことだと思えますけれども、先ほどの新学習指導要領でも、道德の時間も増えているんですよ。増えていると思います。しかし今このごろ道德というものが、どうも我々の心から遠ざかっておるといふか、なくなっておるといふか、そんなような気がしておるわけございまして、哲学者の梅原先生という方が、道德の欠如の根底には宗教の不在があるというふうにおっしゃられておりますけれども、隠れて悪いことをしても、神様、仏様はすべてお見通しなんやというふうな教え、それからよいことを善行を積んでいる人は、また逆に神様や仏様は見捨てはしないというような、そういうような教えが昔は、昔といふかありました。悪いことはしてはいけません。人のものを盗んではいけません。盗人は泥棒の始まりとか、いろいろと親からも言われたり、また家に帰ると新聞を踏んだらいけませんとか。敷居を踏んではいけません。そして物を人様からもらったらず仏さんにお供えをするというようなことを言われて、我々は育ちました。

そんな中で、最近の状況はなかなか驕ということもどうもおろそかになっておるような気もしますし、その辺の玉城町の、そういうことに対しての取り組みをどういふふうになさっておるのか。また今後どういふふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 風口議員からただいま心の教育と言いますか、そういう最近の世の中での状況についてのお話をいただきました。まさに同感でございます。特に経済危機からの雇用不安の影響が出ておまして、いろんな世の中で大人や親の身勝手な事件が起こっておるといふこととでございます。先般も奈良や埼玉で幼い子供の命がなくなったといふふうな報道もあつたりいたしておるわけでございますし、またこんなに豊かになった世界での先進地の日本でありながら、12年も続いて3万人の方が自ら命を断っていると。こういうことでありまして、私も風口議員と同感でやはり耐える力というものを、弱くなってきているのではないかなといふふうに感じておる次第でございます。

そんな中で特に重要なことは何かといふふうなことを考えますのが、やはりもう一度家庭でのまずは驕をしっかりしてもらふといふふうなことや、そして心や体を鍛えなおすと。こういうふうなことに力をいれてもらわなければいかなといふふうに思っておるわけでありまして。

そしてやはり子供たちの成長に応じて、やはり時には厳しく指導すると。こういう

ことはもっと重要な形でそれぞれの現場で、学校や家庭あるいは地域で子供たちに大人の皆さん方が注意をすると。そして問題になっておるのは、やはり子供は親の背中を見て育つ。大人社会の反映というふうなことも言われておりますから、大人、親がやはり社会批判をきちんとして、示した形で行動することによって、子供も当然それを習っていくというふうに思うわけでありまして。何とかしているろんな事件が起こっておる。そして社会不安が広がっておるというふうな時代になってきておりますので、この地域やあるいは国の将来を担う子供たちが、健全に育っていただきますように、町ぐるみでこのことに力を入れていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。以上です。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 先ほど町長から発言がありましたいじめが全国的に最近また起こってきているということで、愛知県のほうで小学校のほう、中学校のほうで埼玉のほうで自殺等も起こってきておるということ、緊急的な対応としまして、先日の定例教育委員会で各学校等にも、教育相談体制を整えるようにということで、児童生徒一人一人に最近の様子をチェックするとともに、教育相談で一人一人に面談をしながら、最近の様子を把握するという体制を取ってもらうようお願いしたところであります。

そういった点で、できるだけ早い時点で子供の変化に対応していくということが、我々としては重要なポイントになってくるかと思っております。それから全体的な心の教育につきましては、学習指導要領におきましても、知・徳・体のバランスの取れた生きる力を育むという点では、今までの生きる力の育成ということは理念として検証されております。中でも特に心を育む、徳とかそれから体については、健全な体に自ら律する。他人とともに協調し他人を思いやる心とか感動する心というものを育むということの大切さを、児童生徒の育成の重要な教育の柱というふうに考えております。健全な育成、健全な体、肉体に健全な精神が宿るということも、よく言われますけれども、心身を鍛えるという、体を鍛えるということとともに、芸術などの情操教育等にも力を入れていかなければならないというふうにも考えておるところであります。

さらに最近では、体験活動というのが、一つの人間性を高めていく、育てていくということで、非常に重要なポイントとして言われております。学校教育でもさまざまな社会体験活動を通して、心の教育を育てていこうというふうにも考えておりました、特に社会に出ていく前の段階として、学校教育ではキャリア教育を小学校も中学校も実施しております。

それから児童に職業感、金銭教育を育むということも現在行ってきておりました、特に中学校では生徒の職場体験を、中学校1年生と2年生に実施しております。また保育所の子供たちをお世話するという、いわゆる育児体験をさせるということも非常に今人を大事にするという点での活動として認められておりました、こういうふうな

活動を通して社会を構成する一員として、人間を大切に作る心というものを、教育というものを行ってきているところでもあります。また児童生徒につきましても、部活動それから議員の中にも指導していただいておりますけれども、スポーツ少年団の活動等も通して体を鍛えて、あるいはマナーとかルールなどの礼儀作法とか、規範意識をその中で育て集団の中で自らの役割はどうあるべきかとか。自分の生き方を考えさせる。そういうふうな人間として社会人としての生き方を考える場というふうにも考えております。こういった点で学校だけでなく、地域の活動もちろん基礎となる家庭での躰というものが、一番基本にはなりますけれども、そういった点を地域の方々、学校教育いろいろなところから手を携えながら総懸かりで健全な心の・・・・・・・・・・ことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（小林一則君） 風口議員。

○8番（風口 尚君） 今日の中日新聞の暮らしの作文というような欄がありまして、そこにお父さんの躰というふうなことで、今40才になられておられます方の大変子供のころは父が非常に厳しくて、これは食事のときのことが書いてありました。ご飯を残したらいかん。お百姓さんがせっかくつくってもらったのに残したらあかんと、大変厳しくいろいろ言われて育ってきて、その時はいろいろ腹もたったり思ったそうですけども、ようやく今40になって人の子の親になって、また自分が逆に子供に躰をするという立場になって、初めて父の厳しさのよさと言いますか、それを感じておるといふようなことで、今日掲載してございました。

そんなことで教育長と前もお話したことがありますけれども、父性というものが今とっても大事なかなと規範教育というようなことを、よく言われてますけれども、人格教育と。いろいろ本を読みますとそういうふうなことを言われてますね。人格教育が必要なんやかとか、あるいは今の父性というものが、今はすごく大事なんだということをよく言われますけれども、それと先ほど言われましたように、スポーツとかあるいは他の競技なんかで、厳しく指導をなされておられる。この間もちょっと余談でありますけれども、他の町ですけれども、これは野球でありますけれども、すごく一生懸命でなさっておられる先生、この方は指導者なんですけれども、大変その学校はその先生が厳しく、あるいはまた楽しくというか、子供たちにあたって、これは野球を通じてです。ほとんどそんな心配な子供はいないですよというようなことを言っていましたけれども、やはり私も自分もいろいろなことをしてまして、やはり指導者が一番大事じゃないか。

家庭へいくとお父さんが大事やないかというふうに思うんであります。その辺どうでしょうか。

○教育長（山口典郎君） 人間の人格を育成するのに、議員ご指摘のように父性と母性という両面が必要だといふふうに言われております。特に人を大事にする心として、包み込む心で母性、それから自分が社会に出たときに一歩踏み出し力としての決断する力というものが、やはり父性によって養われると言います。そういった面から両面

というものが、非常に大事になってくるのではないかというふうにも思います。

最近父性と母性を学という機会が、議員ご指摘のように少なくなったというのは、家族構成とかいろいろ人間性の最近の人に対しての優しさという点から、そういうふうな父性と母性がうまく育っていかないということが、私どもも感じておるところであります。そういった点で、学校教育でも父性と母性をお互いに教職員会の中で指導の中へ入れながら、一歩ずつ踏み出しつつあるというふうにも思っておりますので、地域でもそういうふうな父性と母性をお互いに注意する力、そして優しく包んでやる力というものが、地域にも育っていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） 最後に書きましたけれども、家庭と学校とあるいは地域の役割についてと書きましたけれども、それぞれの役割、これからも今おっしゃられましたように、学校ではそういった役割、地域ではまた役割があろうかと思っておりますので、そういったことに取り組んでいただきたいというふうに思います。

ではこの件につきまして、以上で終わりました、それでは最後に移りたいと思います。最後ですけれども、玉城音頭の復活ということで、音頭と言いますと声明などで最初に独唱を行うもの。今では音頭を取るという言い方しますね、音頭とりさんとか、また音頭を取るという言い方をしますけれども、そういうような表現をするわけですが、あるいはまた曲の主要部分を独唱者が唄ったり、唱和者が斉唱するというような、そんな曲を音頭というふうなことになったようであります。

浪曲の河内音頭というのがあるんですけれども、その枕に「音頭の数は山より高く海より深く数あれど」というのがあるんですけれども、「伊勢は津でもつ津は伊勢でもつ尾張名古屋は城でもつ」という御存じ伊勢音頭、そして我が町には「玉城よいとこ城山桜」という玉城音頭がございますけれども、残念ながら久しく聞いておらんというようなところで、どうも寂しいなというふうな気が以前から実はしておったんですけれども、私が所属しておる団体の皆さんに聞きまして、ほとんど知らなかったですね。玉城音頭があるというふうなことをほとんど知らなかった。それだけちょっと最近玉城音頭から遠ざかっておるような状態でありまして、今玉城町はこれは体操でありますけれども、すばらしい「元気です玉城」という体操に取り組んでもらっております、老若男女と言いますか、小さいお子様からお年寄りまで、一生懸命踊ってまた元気に健康になっております。ある団体でも毎週一回元気ですたまきを踊りにきて、絆を深めたりしているようでありますけれども、それは大変結構なことだと思っても喜んでおるところでございますけれども、また音頭とは趣が違うと思うんですね。

こういったものにはまた歴史があつたり、また昔からのよさがあるわけでございます、私はちょっと恥ずかしながらですけれども、田丸城の領の重みというか規模とかいふのか、ちょっとわかりませんが、何万石と言いますか、何万石か知らな

かったです。当時、辻村町長に田丸城は何万石やなと言ったら、玉城音頭の2番にあるわさなと言われまして、早速調べましたら、2番ではなかったですけども3番にありました。「玉城6万石来てみやしゃせん」という、そういう文字がありまして、そこで玉城は6万石なんやなと思って知ったような次第でありまして、そういうようなことからでも、子供たちにもこの歌詞の中でも、そういった分からないことがたくさんある。また今までの玉城の歴史がもうちょっとふれられるような歌詞がありますよね。そんなことからでも、こういった音頭というものがいいなというふうに思っております、今後のまちづくりの一つに必要なのかどうか。その辺の町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 玉城音頭はこれが制定されたのが、昭和34年でございます。ちょうど昭和の合併があって新しい玉城町が誕生したのが、昭和30年でございます。町を盛り上げていくために、新しい音頭をつくろうというふうなことでできあがったわけでございます、大変すばらしい曲であり、そしていい内容の詩で、歌でございます。

私の中学生のときやあるいは町民体育祭当たりで、玉城音頭を踊った機会もございますし、またいろんな私的なおめでたの席には、玉城音頭をうたわささせていただいて披露させていただいたりしておる次第でございます。今年はそして昭和30年から玉城町から数えて、ちょうど55年を迎えるという節目の年でもございまして、何とかぜひこの機会に復活をしていけばいいなと、こんなふうに思っております。

いろんな町の行事もございまして、そんな機会に玉城音頭のメロディーを流したり、あるいは少し踊りのご指導いただける方もありますので、そんな方にもご指導いただきながら何かの機会に皆さん方に改めて、こんなすばらしい玉城音頭があるということを知ってもらおうということは非常にいいことだと、こんなふうに思っています。

○議長（小林一則君） 風口尚君。

○8番（風口 尚君） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。私いま子供たちにわらべ歌を取り入れた曲を指導しているんですけども、これもまた昔のそういった子供たちの歌ということで、大変大切にしておるようなわけでありまして、大きな声でうたって演技していただきますと、本当に子供たちの素直な子供たちのよさが一杯であります。

音頭もそんな素朴な地域のよさがあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。また絆にもつながると思います。文化芸能は町の活力になると言われておりますので、物がたくさんあっても心が貧しくははいけません。心が豊かな町にというふうに願っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林一則君） 以上で8番 風口尚君の質問は終わりました。

次に、5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。

5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） お許しをいただきましたので、通告にしたがいまして、この度は4項目にわたりましたの質問をお願いしたいと思います。お答えをよろしくお願いいたします。これまでも申し上げてきたり、ご指摘いたしました事柄も含まれております。よろしくをお願いしたいと思います。まず最初に子供の医療費の無料化のことです。周辺の市町では既に中学校卒業まで無料化へという実施表明、または準備を進められていると伝えられています。

そこで伺いをするわけでございます。二つ目は学童保育の充実と指導員の待遇改善について伺いをしたいと思います。非常に住民の期待も強い大切な子供の居場所でございます。その充実と指導員の待遇改善について、伺います。3番目には田丸保育所の問題でございます。監査委員さんからも適正規模という問題についてのご指摘もあったことがあります。いつまでも先のぼしにせず早く建設に取り組むべきではないか。このように思っただけでございます。4番目には介護保険料の事柄でございます。三重県内で介護保険料の高いところの3番目に位置するという玉城町の介護保険料でございます。できる限り所得に相応しく、所得区分をもっと細分化するべきではないかということで、伺いをしておりますので、よろしくお願いたします。

ではまず最初の子供の医療費無料化の年齢を広げることにございしますが、県は就学前まで小学校前まででございますけれども、玉城町はそれに上乗せをして小学校3年生までの医療費を無料にという対応をいただいております。ところで昨今、周辺でも中学校卒業まで無料にという自治体がふえてきております。そこで町長選挙を控えておりますけれども、引き続いて取り組まれてようというそのご決意でおられることは、既にもう伺っておりますので質問しているわけでございます。お答えをお願いします。

○議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。辻村町長。

○町長（辻村修一君） 鈴木議員から子供の医療費無料年齢を広げることに御質問をいただいております。このことにつきましては、やはり町として将来のこの地域を担う子供たちが、やはりいろんな面で健全に育っていただけるように、できるだけ支援をしなければいかんというふうなことでの、議員の皆さん方にも大変なご理解を賜りまして、取り組みをさせていただいてまいりました。以前は県は4才までということでございますけれども、就任をさせていただきましてから直後に就学前までというふうなことでの引き上げをさせていただいたり、あるいは今年の9月から小学校3年生までというふうなことでの引き上げを、ご承認を賜った次第でございます。周辺の市町の状況もいろいろございます。それぞれの市町での施策としての位置づけというふうな中で考えられておるということでございます。特に玉城町の場合には県の



からはずれたところにあるということを描きしなければならないわけなんですけれども、小学校、中学校の義務教育の子どもたちに対しましては、学校保健安全法、あるいはもちろんこれは義務教育は無償とした憲法26条とか、それに基づきました教育基本法、それから学校教育法、学校保健安全法、こういった法によりまして、子どもたちの教育費、医療費、医者代ですね、それを生活が困難なお家の方の子どもに対しては就学援助という形で無料にすると、援助をするということになっているわけですが、玉城町はこの学校保健法、これにかかわる部分のトラホーム、結膜炎、あるいは白癬、疥癬というたむしみたいな、水虫とかたむしりというああい関係の病気ですね。それから膿か疹、これは水疱瘡のことですが。それから中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、それから虫歯、昔は乳歯の場合には虫歯の治療が可能になりませんが、抜糸だけしか適用になってませんでしたけれども、今現在では乳児の乳歯の虫歯も治療が可能になっています。そして寄生虫病というものが該当になるわけですが、今他の自治体におきましては、これをもう一つ拡大いたしまして、眼鏡あるいはコンタクトに対する補助をしている。そういう自治体も増えてきております。こういう状況の中で玉城町としては、この予算を教育費の中に持たないために、教育委員会としてはこれが実施できないというような異常な事態が生まれております。ぜひとも法に則りまして、中学校までの医療費無料ができないのであれば、当面早急にこの小学校、中学校の就学援助の子どもたちに関係します政令に基づきますこの病気だけは加えていただきまして、眼鏡あるいはコンタクトレンズを含めていただければ、学習にも障害にならなくありがたいと思うんですけれども、そういったことに鑑みまして、この学校保健安全法に基づいて、予算化をするかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 学校保健安全法の中で今、議員からお話のとおりそうした疾病が制定をされておるということでございますけれども、ご承知のように小中学生の子どもたちに対しましては、町費をもって学校での校医健診を実施をし、そして健康管理に努めておるとい町負担で行っておるわけでありまして、今申し上げましたように、3年生までは医療費無料化というふうな形での実施させていただいておるわけですが、そんな中で十分現在のところは対応させていただいておると、こんなふうに思っておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 健康診断をした結果、子どもたちに先ほど申し上げましたような学校保健安全法に定められました疾病が病気が発覚いたしましたときには、この治療については就学援助に該当する子どもの分については公費で支援をするということが定められておりますよね。このことを言っているのであります。

ですから当然小学校3年生までの子どもについては、所得制限をかけずに全員無料という姿になっておりますのでこれは関係はございません。もちろん小学校4年生以

後中学校卒業までのその子どもたちに対しまして、就学援助の該当者の方ですから、当然所得制限があるわけでございます。生活保護の1.5倍という、そういう決まりを玉城町も教育委員会としては持っていておられますので、そういう厳しい所得制限がございますけれども、その就学援助の子どもたちに対しまして、この病気の治療費のことでございます。健康の診断のことでお伺いしておりません。健康診断をした結果出てまいりましたこの病気について、発見される病気あるいは他の病気、病院によって発見されるということも年に1回の健康診断でございますので、年度途中において発見されるということは往々にあると思うんですけれども、この医療費についての問題でございます。予算措置を講じることを言明していただきたいと、法に沿って実施をしていただきたい。このままですと違法的なやり方になると、このように思いますので、指摘をさせていただいているところでございます。ちなみに名張市ですと、こういう医療券、こういうのを発行いたしまして、あらかじめ教育委員会に申し出て、この医療券を持って病院に行く。そして治療が終了しましたら、幾らかかったということで教育委員会を通じて町のほうに予算措置ということになるわけでございます。

ですから、仕事としましては、教育委員会が窓口でございますけれども、予算を盛るのは本庁のほうでございます。教育委員会に原資はございませんので、ぜひともその分をきちんと予算化をするという、法に則った行政を行われることを希望しまして申し上げております。今初めて聞くような感じが伺えますので前進させる方向で、検討すると言っていたくんだったら、それでも希望を持ってお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 法に基づいて執行は当然のことでございます。改めてそれぞれの所管のところを検討していただくことがいいのではないかと、こんなふうに思っています。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 法に則って所管とともにやっていくというお返事をいただきましたので、期待をいたしております。よろしく願います。当初に申し上げましたように、中学校までの所得制限なしに、医療費無料これが一番いい姿でございますけれども、厳しい所得制限はつきますけれども、法に則ってこの就学援助で、医療費をみていただく、病気の種類も制限されておりますので、不十分ではございますけれども、前進をさせていただきますようよろしく願いたいと思えます。

次に学童保育の充実と、指導員の待遇改善についてお伺いをいたします。保育時間を延長することと、小学校は今3年生までの学童保育でございますけれども、それを4年生あるいはそれよりももっと広げて欲しいと。6年生までみて欲しいという方があることを伺っております。また母子家庭などで今派遣で首になってしまった、このお母さんは学童保育に預けたいけれども、料金がなくて預けられない。断念していると、就職みつけにいかんならんのやけれども、なかなか思うようにいかへんし、大変

なんやけれどもというようなそんな話も伺ったりもします。ぜひとも派遣あるいは臨時で勤められる方、とても低賃金で働いております。ですから一律ではなくて所得に応じた学童保育の保育料の設定、そういったことも併せて考えて充実をしてもらいたいと、このような願いでございますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 学童保育の保育時間の延長というふうなことでのご質問をいただいております。小学校4年生まで広げていくことについてどうかということでございます。現在の運用時間が放課後から午後6時まで、こういうことになってございます。この3月1日の登録者が117人、利用者のおおかたのご家庭から午後5時半ごろまでには迎えに来ていただくという状況でございます。そして今年度からそうした保護者の方の支援のためにも、ファミリーサポートセンターを設置をさせていただいたという状況でございます。会員は現在70名でございます。いま既に利用をさせていただいておられるということでございます。

小学校4年生までの拡大ということでございますけれども、この放課後児童クラブにつきましても、おおむね10才未満の子供というふうなことで定義をされておまして、ただし発達障害などの10才を超える子供の受け入れについては望ましいというふうにされておるわけでございます。玉城町の条例といたしましても同様の考え方で、条例の中で制定をしておるわけでございます。現状は4年生の方一人を受け入れておるということでございます。ほとんどがしかし3年生で利用されないという状況でございます。4年生になりますと、6限授業ということになりまして、下校が少し遅くなるというふうなことや、児童クラブの友だち以上に3年生までというふうなことではなくって、地域の子供たちと遊ぶというふうなことが広がっていくということでございます。そんな状況でございます。現状の3年生までというふうなことで、運営をさせていただくのか適当ではないか、こんなふうに思っておる次第でございます。

なお町内で下外城田地域にまだ未整備でございます。計画をたてさせていただいております。少し最近の情報では早い時期にその着手ができるのではないかとというふうなお話も伺っておる状況でございます。町内すべての地域にこの放課後の子供たちをお預かりする施設の整備をしていくことが、町としても環境が整うということになるのではないかとというふうに思っておる次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 一応10才未満になっているけれども、ご家庭の都合によっては4年生まで預かることもしているというご答弁であったというふうに理解いたしますが、それでよろしいのでしょうか。わかりました。利用される方はこれを聞かされましたら、また希望されると思っておりますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に指導員の待遇改善についてでございますけれども、ここに通告をいたしております。

ます中に私、数字を入れてさせていただいております。玉城町の事務職員さんの臨時の時給ですが、臨時さんの時給、これが965円で県下の昨年の調べでいきますとトップに位置しているわけでごさいます、私は誤解を招くといかんとしますので、はっきり申し上げます。事務職員さんが高いから引き下げろというために、ただいまから申し上げるわけでごさいませんので、これは結構なことやと思っていますので、それでいいと思っています。下げろと全然思っていないので、誤解のないようにしていただきたい。

次に保育士さんでございしますが、時給でさっきは965円でごさいましたが、875円と大変差があります。そして学童保育の指導員さんはまたもう一ランク下がりました825円の時給になっていると思っています。もし違っておりましたら、ご訂正をお願いしたいと思います。

ちなみに隣の度会町さんでございすると、保育士さんの臨時さんの時給は1300円です。学童保育の指導員さんも時給1300円でごさいます。やはり子供を育てる、未来の玉城を背負ってもらふ大事な子供たちを指導する、保育するという、そういう重さを見てこの臨時さんの設定、1300円という設定がしてあるんだと伺っております。玉城町の保育士さんも学童保育の指導員さんも、資格を持ったその職についておられる。そして日常的に大変心をくわいてこの子供たちに対応しています。悩みも打ち明けられています。体で体当たりでどんと来るときもございします。それを上手に受けとめながら頑張っておられる、この指導員さんたちの待遇を改善していただきたい。こういうことを非常に切望いたしまして、この質問に入れさせていただきました。ご答弁をお願いいたします。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） それでは処遇の職員の賃金について、もう一度ちょっと説明させていただきます。いま役場の事務職員の嘱託の賃金ですが、965円ということでお示しをいただいておりますから、逆算しますと実働で割っていただいたと思います。これは今、月額支給になっておりまして16万4700円ということになっております。これに対しましては保育士につきましては、昨年見直しを行いまして、昨年4月に見直しを行いまして、17万円というふうに、月17万円としております。この計算方法でいきますと997円になるのではないかと考えています。それから学童指導員の賃金でございしますが、今1時間1000円ということ支給をさせてもらっております。これは1時間当たりということさせてもらっています。以上報告させていただきます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 少し引き上げをしていただいたということが、ただいまわかりました。それにいたしましても、やはり専門職員でございしますので、もう少し引き上げをお願いしたいと、このように思います。子供たちの顔を見ていて、時給に見合った仕事をしようなんて思っている指導員さんは一人もおりません。それだけに待

遇を改善していただく。このことをお願いしたいと思います。

もう一つは時給だけではございませんで、働いていただいている方に対しましては、保険制度で雇用保険のことだとか、それから有給休暇こういったことが法に定められていると思っておりますけれども、これについてはどのような対応をさせていただいているのかお伺いいたします。

○議長（小林一則君） 総務担当課長補佐 田村優君。

○総務担当課長補佐（田村 優君） 雇用保険につきましては、常用の方については雇用保険の加入をさせていただいております。有給休暇につきましては規則で定めております日数を与えさせていただいております形になっております。詳細については今手元に持っておりませんが、10日までの間であげさせていただいております。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 雇用保険の関係は常用の方はと言われたんですけれども、時給ということで雇用されている指導員さん、この方は常用になっているんですか、どうなんですか。この方たちの有給休暇というのは、法にそって規則で決めているのか。規則で決めたから法と違っていてもいいやというわけにはいかんと思っておりますけれども、その点についてだけお伺いをしまして、後ほどその細かい細部にいついて見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林一則君） 総務担当課長補佐 田村優君。

○総務担当課長補佐（田村 優君） 雇用保険につきましてはパートさんとか、時間雇いの方については雇用保険の適用にならないという形になると思っておりますので、常用だけが雇用保険の適用でさせていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 手元にも資料がないということございますので、パートやアルバイトの方も有給は労契によって定められておりますし、それから今日だけというお勤めではない方たちですよ、学童保育の指導員さんは。ですから常用ですよ、支払いの時給でありまして常用でございます。そうする場合にはやはり規定に則ってきちんと制度は適用することが大事だと思っております。一緒に考えていきたいと思っておりますので、これは今後に移したいと思っております。資料につきましてはきちんとそろえていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に田丸保育所の取り組みについてでございます。田丸保育所の建設につきましては、これは早くから多くの方々から指摘をされて、そして町長ご自身もせないかんという気持ちでおられたはずでございます。けれども本当にあれやこれやの理由をつけて延ばしてこられました。その一つには保育所プロジェクトチームなどというものもございました。この中になぜ保育士さんを専門である保育士さんや所長さんも入れないのかという指摘もしたこともございましたけれども、その保育所の保育士さんでもない人たちが、東員町の保育所を見に行ったりとか、県外に見に行ったりとか、こういうことをやって報告書を出しています。この報告書を見ましても玉城町に保育所は

いらんなんて建てべきではないなんて、どこにも書いてない。そうですよね、この報告書が出ましてからもしばらくたってまいりましたが、一向にどこに土地を求めるか、そういったことも考えていない。町長もう先のぼしするのは理由をつけて先のぼし、これはやめにしようではありませんか。早く田丸、玉城町の真ん中でゼロ才の保育ができる保育施設をつくろうではないですか。ここにいらっしゃる議員さんたちも必要だと感じられておられると思います。適性規模は100名です。監査委員さんからのご指摘をいただいたこともあったと記憶しております。町長このことについてどのようにお考えなんしょうかお伺いします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） このことについては何度かお答えを申し上げておりますけれども、大事なことはやはり財政を眺めて、そしてどこまでこの緊急性があるかどうかということ、やっぱり十分判断をしていかないかん緊急性を判断しいかなければいかんわけでございます。それよりも重要なことは申し上げておりますように、保育の内容の充実とそれとようやく工事が完成しましたけれども、安全の確保、耐震これのことを最優先に取り組むというふうなことが必要だと私は判断をさせていただいておったわけございまして、いろんな提言もいただきしておりますので、これからはやはり財政状況をやっぱり十分踏まえて、そして申し上げておりますように、現在それぞれの保育所で人口フレームと言いますか、子供さんの数はやっぱり団地のご家庭の動きによって、例えば下外城田の保育所ですと、一気に入所の子供さんが多くなるという年代がございまして。また下がっていくというそういう人口フレームの推移というふうなものを十分見ていかなければいけませんし、あるいはまたそれぞれの地域でもそうであります。しかし玉城町全体では子供が減らない。そして未満児の3才未満児のお子さんを預けたいという、そういうご希望もふえておるといふふうなことも事実でございますし、またそういう親御さんの就業をバックアップしていくというふうなことも町として大変重要なことだといふふうに思っております。いろんなことを総合的に判断をしながら、特に財政のこと、そして人口フレームのこと、そして優先的に何をすべきかといふふうなことを、やっぱり十分見極めていく必要があるといふふうに思っております。

ちょうどこの平成22年度が平成23年からの新しい第5次の総合計画の策定と、こういうふうなこともありますし、このことはもちろん財政問題から、いろんなことも内容も含めて議員の皆さん方とも十分ご協議をさせていただきながら検討させていただかなければいかんのではないかなと、こんなふうに思っておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 町長あなたが今おっしゃったのは本当に理由にならない理由なんです。あなた就任なさって早速その年の秋には京セラに対しまして雇用の約束も高卒あるいは大卒の新卒の方の雇用の約束も、高齢者の雇用の約束も何も取りつけずに3億円をあの周辺整備にわたしてしまったわけです。あれから4年になるわけ

ですが、工場は建ちませんでした。こういうところにお金をぼんとやってしまって、そして何の反省も伺ったことがない、人づてにしもたことしたわ。あれで保育所が建てるのが痛いことやったのというようなお話を、そのような言葉だったか私が伺ったのは、そんなふうな言葉で伺ったんですけれども、そういうことで伝え聞いてはおりますけれども、正式なこういう場におきまして反省の意を伺ったことがありませんでした。

それであるのに財政を理由にして先おくりをしていくという、このことは非常に問題だと思います。下外城田で増えたりあるいは外城田地域で増えたりいたしますけれども、事は田丸ですので玉城町のだ真ん中です。どこから見ましても比較的場所的にも中心的なところになりますので、この地域でやはりゼロ歳保育をする。土曜日保育もする。このことが大事だと思います。今外城田保育所でしか土曜日保育をしていないという関係で、下外城田の方も含めて外城田保育所に土曜日保育をお願いしているという状態が発生しておりますけれども、それではなくてやはり中心地でゼロ歳保育、もちろん理想的なのは各園で、各保育所でゼロ歳をしていただく。このことのほうが先の風口議員も言っておられましたけれども、人間をつくりあげていく、そのためにはやはり子供が小さい赤ちゃんが育っていくのを見ている。一人っ子の家庭も多いものですから、これはゼロ歳から小学校就学前の子供まで、ひとつの保育所にいる。このことが非常に有効なわけでございます。ですから切り離すことをしないようにして、各園でゼロ歳児保育をできる、このことが一番有効でございますけれども、差し迫っては田丸の保育所でゼロ歳児保育をされることを望みまして、次の問題に移ります。

介護保険の関係ですけれども、玉城町の介護保険料は県内で3番目に高い額でございます。できる限り所得にあった介護保険料というのを設定するために玉城町のような7区分ではなくて、10ないし11区分にしているところもでございます。ぜひともこの区分を変えていただくということ。それから介護認定を受けた方は障害者手帳を持っていなくても、障害あるいは特別障害の税金の控除が受けられます。1月号のたまきの広報でお知らせをいただきましたけれども、障害者手帳というふうに書いてございまして、その下に介護保険というふうなことが書いてありますので、障害者手帳を持っておらへんしと、そういう姿で見とられまして、なかなかあの状態では分かりにくいと思うんです。ぜひとも他の市町で行っているように、介護認定を受けている方が税金のただいま控除、税金の申告をしている時期でございますが、この障害者の控除が年中いつでも申請はできますけれども、併せて行ったほうが便利よろしいので、この時期に合わせて障害者控除、対象者認定書、これを取りに、送付するというところを行っております東員町。時間が来たから切れというの。

○議長（小林一則君） 暫時休憩します。ビデオの関係がございまして、ここで10分程度休憩とさせていただきます。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（小林一則君） 再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） ケーブルの関係で4番目に申しあげましたことが欠落しているというお話でございますので、再度申しあげたいと思います。玉城町の介護保険料は県内で3番目の高額になっています。せめて所得階層区分を他の市町のように10あるいは11区分にして、所得に見合った階層区分に料金に設定、少しでも近づくようにすることを考えていただきたいと思います。県内の市町で7区分というのは、玉城町が7区分でございますけれども、9あるいは10それから11にしている市町もございます。この区分について所得区分を変えることについてのお伺いをいたします。

それから今税金の申告のときでございます。広報の1月号に掲載をさせていただいておりますのが、障害者手帳を持っていくということで、持参するものとして書かれているんですけども、障害者手帳は介護保険の関係の方は受け取っておりませんので、その下に（障害者手帳）介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者控除対象者認定書と書いておいてあるんですけども、ここら辺わかりにくいんです、非常に。それで見ましたところ例えば東員町からいなべ市についてはもう以前から申しあげまして、個人に介護保険の認定の受けましたときに個人に控除対象者認定書というのを、送っていただいている。こういうことを伺っております。また個人に対してこの認定書を請求するための請求書ですね。認定書を請求するための請求書を個人に送付するというのが非常に多いんです。一覧表がありまして見ましたところ、16市町がこのあらかじめ認定書を送る。あるいは戸別に認定書を請求するための請求書ですね、これを送る。そういう取り組みがなされているということが分かりました。昨年分のデータでございますけれども、玉城町では広報でしかお知らせをいただいております。その中で24人しか介護保険の関係の方で障害者認定を受けてない。この特別障害者認定を受けますと、年間40万円、あるいは障害者認定ですと27万円の税金が減額になります。そしてあるいは特別障害者の方と同居しておられる息子さんたちですと、また加算されて減税になるわけです。

ですから高齢者控除が廃止されて、年金に対しても税金控除の金額が引き下げられてしまったということから、老人に対する税金が上がってしまっています。そういうことで少しでも健全に役立てたらということで、なされているわけであります。玉城町ではちなみに去年24人、桑名市では1789人、いなべ市578人、東員町で558人、菰野町で1000人、鈴鹿市では4002人、亀山市では1361人、伊勢市です470人、鳥羽市で643人、紀北町では103人の方がこの特別障害、あるいは障害者の認定を介護保険の認定を受けている方で減税を受けています。鈴鹿の市長さんのコメントが出ておりましたけれども、市民に喜んでいただけるんやったら、こんないいことはないということを言っておられました。また通知・・・をことができた東員町の担当職員の方が言っておりました。職員の方も苦情を言われることが

結構あるんですけども、このことについては親切な対応で市民の方が喜んでくれてお礼を言ってくれと。職員も和む思いで仕事をさせてもらっていますという、そんなコメントもありました。玉城町としてもこの申請がしやすいような対応をとということで、毎年のようにお願いをしているんですが、一向に改善がされません。ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。御答弁をお願ひいたします。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） それでは介護保険料の県下で3番目に高いということと、所得階層のほうからまず御答弁をさせていただきます。いま一つは第4期の介護保険事業計画に入ってます、平成21年が1年目ということで、平成20年にこの料金を決定したわけですけども、第3期のときには玉城町は標準が4000円ということで、各自治体で介護保険を必ずやっておるわけではなくて、例えば紀北町と尾鷲市やと、紀北は広域連合という連合を組んでおりまして、三重県では25の団体で今介護保険をやっております。

玉城町は4000円ということで、この時の三重県の標準の加重平均が4089円ということで、県平均より低かったということで、25団体中12番目の料金でした。ただ今回第4期を迎えるに当たり、第3期で介護給付がふえてまいりまして、これを反映させながら3年間の4期の計画をたてました。この中で21年度には要望の強い小規模多機能型の居宅介護25人を、21年度から整備したいということで、これの3カ年分を業務増をみました。また22年度からは認知症対応型の共同生活介護ということで、今回当初予算にもあげさせていただきます、グループホームを・・・やりたいということで、これも22、23ということで事業希望をたてました。

また特別養護老人ホームの新設で、度会町で50床で行われるということや、また多気町の30床の増床があるということも、この3年間、玉城の近隣にやはり施設が建つということになると、サービス料も増えるということもありますので、こちら辺を含めながら21、22、23の3年間の平均を取りまして、今回標準が4570円、すなわち三重県で3番目に高くなるんですが、・・・平均で三重県は4189円ということで若干高めになっておりますが、こういふことで設定をさせていただいたということが、今回保険料の設定の基礎でございます。

やはりサービスの利用の需要を高めていけば、それだけ利用者が増えれば当然これは一般会計から補てんするとかいうんじゃなくて保険料に即反映するのが介護保険法の仕組みになっておりますので、やはり保険料は上がってしまうというふうな積算根拠になっております。また所得階層につきましては、今回7階層ということで選定をさせていただきます。これにつきましても前回の答弁をさせていただいたと思うんですが、やはり21年度から3カ年間、この方法で徴収をさせていただくということになってますので、21、22、23の途中で階層を変えるわけにはいきませんが、この時にもご答弁させていただきましたとおり、次の第5期保険料の算定の折には、このこと

も含めながら考慮して、また推進協議会等で検討していきたいというご答弁をさせていただきます。

ちなみに今、私とこの保険料を標準割合でいきますと、標準割合のところの割合の方が21.7%を占めております。この標準割合でも低い75%、5割半額ですね、方々のところが42.9%、逆に高くいただいている方が35.4ということ、加重平均をしますと100%に対して99.5というふうに階層としては比較的適切に今回負担をしたときに、比較的バランスよく負担がかけられたんじゃないかなというふうに今は思っております。ただこれからまた22、23を迎えに当たり、どのようにサービスの見込みが変わってくるか分かりませんが、この保険料設定で3年間見込んでいきたいと、こんなふうに思いまして、この計算でこの保険料が設定されておるといことで、まずこのことについて答弁させていただきます。

続きまして、介護認定者の障害者控除の証明書の発行についてですが、これも平成19年6月議会のときに、ご答弁をさせていただいたと思うんですが、現在は新規と更新日に文書を送って、その証明書、障害控除になるということを通知をさせていただいておるわけですが、このときにお約束をさせていただきました。その後させていただいてますが、やはり今人数を聞かせていただいておりますと、玉城町のやはり対象者の方がかなり少ないということは実際認識しております、今後もっとわかりやすい文書をつくり、サービス事業者にも協力を願って、例えばケアマネージャーとか、いろんなサービス業者にもご協力願って、その控除の対象をしていただけるような周知をもっと広げていきたいというふうに思っております。

ただ障害者の控除の証明書を、こちらで一方的に発行するということにつきましては、全国の自治体の幾つかでやられておることは承知しております。ただやはり税の控除と申しますのは、法律上は12月31日の現況をもって、介護の認定に基づいてその方が普通障害になるのか、特別障害なるのかというのを判断することになりますから、12月中にはやはり証明書が発行できないと、税の控除がしてもらえない。更新につきましては大体年に一回、多い方で半年に一回ですから、どうしてもそのタイミングが12月31日、すなわち12月中に判定をする状況の意見書等がもらえなくなります。それを一人一人チェックをかけて控除をしておるということに対しては、非常に問題があるし、難しい問題があり事務的に困難だということ認識しておる中で幾つかの自治体では、厚生労働省が示しました障害者控除の基準とは関係なしに、要介護1ならば普通障害とか、要介護4号なら特別障害と一方的にやっている自治体もあるように思います。すなわち何が問題かと申しますと、やはり実質いろんな細かい項目をチェックして、障害認定をしていこうと思うと、それなりのシステム改修が必要ですし、私とこのシステムもこの近隣では私とこと同じシステムを使っております。

この中で今回新しくまたバージョンアップはされますが、ただこの中には全国規模の大きいソフトですが、まだこの中でオプション設定でこういうふうな障害者控除の

発行するソフトが開発されておりません。すなわちこれを一方的にやろうと思うと、そこら辺のシステム改修とかいろいろなものの費用がかかってきますし、また500人ぐらい要介護認定の方が見えますから、その事務も難しいところで、どうも一方的にやっていくというのが、事務上困難な状況と、ちょっと不合理があるんじゃないかなということで、私としてはやはり1日も早く画一した示しをしていただいで、自治体がそれを守って、そういうことができたらというふうに今は考えております。以上です。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 24人に対して周辺では3桁、4桁という方々が特別障害認定あるいは障害認定を受けて、年間40万円あるいは27万円の税金の控除が受けられるという、こういう住んでいるところによってサービスが受けられないというのでは、税金の申告は本人の権利の仕事でございますので、それはよくわかった上でこのことは申し上げているのでございます。老人世帯のことも多いものですから、広報のこの小さい文字みにくい、しかも障害者手帳と書いておいてあったら、障害者手帳を持ってないとあかんのやろと思うでしょう。ところがその中に介護保険と書いてあったって障害者手帳はないしという話で、私も相談受けてますので、わざわざそういう言い方をしたわけです。欄を設けて障害者の介護保険の認定を受けておられる方をという項目を、一つ設ければもっとわかりやすかったんと違うかなということも思いますし、よそさんの例では認定書、介護保険認定書、障害認定書ですね。これを送っているところもありますけれども、この障害者控除対象者認定書を請求する用紙、これを個人あてに送付をしているという例も多いんです。そのことも申し添えたいと思います。それからいなべ市であったと思っております。自分とこでシステムをつくっておりますので、ぜひ一回どんなふうになさったのか見て来ていただいで、ご検討をいただきたい。このように思います。やってもらえるかどうか、検討するかどうか聞かせて。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） まず広報等につきましては、次回にまたとにかく分かりやすい文書と、皆さんに対して分かり易い文書と、サービス業者等いろんな方法で処理する方法と、よく考えさせてもらいたいと思います。請求書の同封につきましては、また時間をかけて考えさせていただきます。それと東員町でしたか、いなべ市。東員町はちょっと確認しましたが、私とこ違うソフトを使っている。いなべ市ですか、違うソフトを使ってみて、私とこで使っているソフトは南勢管内ほとんど一緒なんですけど、ここではやはりどこも証明書を発行しておる状況ではありません。確かにこういう全国展開されたソフトですので、介護保険は余りありません。いろんなソフトが。これは全国展開されて大きなソフトでバージョンアップをかけますと、相当な費用がかかりますので、やはり今のところ新しいソフトがまたあるということですから、また今後リースが切れたら、ここら辺も検討しながら、そこら辺も勉強して

いきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） 前進させていただくように努力をするということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この障害、介護保険の関係する障害認定については、5カ年さかのぼって申告できるわけですし、もう既に確定申告が済んでいる方も、年度途中いつでも申告ができるというものでございますので、そういったことも広報に出されるときは、ぜひ書いていただくようにお願ひしたいと思ひます。できるだけ町民の便宜を図っていただくように頑張る、このことがやはり町民のために職員が働いてくれている実感するところではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 先ほど京セラの話がございまして「何も立っておらんやねえか」というふうなお話がありました。平成18年11月に竣工したわけでございます。今後もプラントの計画をしていく、こういうことでございまして、やはり本会議場での発言というのは大ベテランの議員さんでありますから十分心得て町民の皆さん方に不安をあおるような、毎度毎度町長は京セラへ3億円やったとか、そういうデタラメな発言が非常に多い。そういうことは今後注意して欲しいとこんなふうと思ひてます。

○議長（小林一則君） 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん） もう質問時間の割り当ては済んでいるのでございますけれども、事項が済みましてから滑り込みで町長のほうからこのようなお話がありました。町長がデタラメだというのであれば、デタラメじゃないということは、その現地へ行っていただければよくわかることでございますので、あの周辺の道路の整備は町民の皆さんの税金によって行われたものでございます。あの計画がなりましたときには2億円程度という話でありましたし、その2分1は県からも補助金を受け取ろうという、そういう努力もしていただいていた。そんな経過も伺っております。県でも協議会で話したよりも、次々と金額が増えていったという経過がございまして、またどういう状態であったかはきちっと財政当局あるいは建築の関係からの文書も改めてお示しをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（小林一則君） 以上で、5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に、3番山本静一君の質問を許します。

3番 山本静一君。

○3番（山本静一君） ただいまから通告書にしたがひまして、質問をさせていただきます。二つありまして、一つは21年度の決算見込み。それから2番目がこれからの町財政の見通しというこの二つについて、今から町長に質問したいと思ひます。

1番目の21年度決算額、これは年度始めに町長が財政報告をされまして、21年度は法人税が大きな落ち込みだと、私の記憶では10分の1に落ち込んだというお話を聞いております。法人税は町税の中で固定資産税、それから個人税に次ぐ3番目の大

きな町財源になっております。その中で町長のおっしゃったのは、平成19年は7億200万円の法人税がございました。今回21年度は減収を見込みまして、町長さん1億5000万円ということで、その大きく落ち込んだ中でのお話だと思います。町財政は町民の皆さんの家計簿は財布であると思っております。だからそういうふうな町長の発言に対しまして、多くの方々が関心事とか、気にかけていると思います。その町長の報告を聞いて町民は我が町は大丈夫かというような懸念を抱いているんじゃないかと思います。これは正式に9月の定例会で決算が承認され、その半年後に、現在から半年後に町民が正確に知るという状況でございますので、この場で町長が町民税の落ち込みに対して、町民の皆さんに安心できるようなように対処されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。辻村町長。

○町長（辻村修一君） 山本議員から21年度決算見込み、特に法人税の落ち込みのお話のご質問でございます。一昨年来のアメリカ発のリーマンショックによる大きな世界的な経済危機、これが全世界に影響を及ぼしておるといふ今の状況でございます。そんなことが当玉城町の大手の製造業のほうへも影響が生じてきたということでありまして、ただいまご質問でもございましたように、最大の時点での法人町民税が約7億円、それが約8000万円まで落ち込んだというふうな状況をいろんな機会にご報告を申し上げてきたことはございます。そんな中でやはりこれは玉城町だけではなくて、日本全体でのいろんな経済危機に発展をしておるわけでございますけれども、やはり国の制度の中で税収の落ち込みの部分につきましては、一定水準の行政を維持していくために地方交付税制度があるということございまして、そういった地方交付税制度の中で財源補償が講じられてきておるといふことございまして、その部分のカバーにつきましては、当然その都度その都度の予算の審議の段階でそれぞれ減収の部分の財源手当、法人税あるいはまた財政調整基金の取り崩し等々を、そういった形での対策あるいはまた緊急経済対策の措置がなされておりますので、これに基づくところの当面の玉城町の財政運営、それぞれ懸案の課題について予算措置をして、講じてきておるといふのが現状でございます。

なかなか大変なことは玉城町だけではなくて、今それぞれの自治体が混乱をしておる状況でございますけれども、やはり地方に十分配慮をした形での財政支援、地方交付税の増額。こういうふうなものを十分国としても考えてもらわなければならないということでございます。若干新しい22年度につきましては、そういう部分の配慮がなされてきておるといふ部分もあるわけでございます。何と言いましてもなかなかこうした世界的な経済危機が、この小さな町まで影響するというふうなことの見通しというのは、なかなかつきにくいわけでありまして。そういった中でいかに住民の皆さん方のニーズに答えていけるか。スピーディに対応しているか、こういうふうなことを言うわけでありまして。全く国よりもこの末端の住民の皆さん方と直接かかわってきておる基礎的な自治体は本当に待たないでございました。子育てから教育のこと福祉

のことから、あるいは第1次産業のことから、その都度その都度、前年から継続事業を実施してきておるといふうなことでございます。

またそれに加えて新しいマニフェスト等の中でその事務処理を執行していくのは、まったくの市町でございます。それに対応できる、そういうふうなことの体制も取らなければいけません。こういうふうなことでございます。大変な努力がいるわけでありませうけれども、何と言いましてもそんな中で住民の皆さん方に不安を与えないように、スムーズな形でこの玉城町のいろんな行財政運営で維持できますように精一杯の努力をしてまいりたい。そういう考えで努めさせていただいてきておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） 先ほど町長の答弁でそういう取り組む姿勢はわかりました。結局この21年度の見込みですね、財政不足、財政調整基金で5000万円、そのまま補てん5千何万と使われたと。そうすると後は町債ですか。それが当初3億5000万円とようけありましたけれども、6400万円の上乗せで4億1600万円使ったと。これまで今の落ち込みなんかを対処されたという解釈でいいんでしょうか。それでもやはりそういう中で、今までの町財政に大きな支障なくこの決算は見込めるということではよろしいんでしょうか。その点を。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今山本議員おっしゃったように、当初は財調を崩してという措置をと申しておりましたけれども、先般の補正の提案説明でも申し上げましたように、若干それを取り崩しの額を減額して対応ができると。そういうに思っております。ほぼ平成21年度で・・したもの、さらにその後の緊急経済対策でのこれからの将来を眺めてのいろいろなものの整備につきましても、今の町の財政力の中で執行ができるというふうな考え方を持たしていただいております。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） そういうことで町長から21年度はそういうふうな大きな支障なく決算が見込めるということで、これで町民の皆さんも大いに安心していることだと思います。

続きまして、これからの町財政の見通しということでお聞きしたいと思います。これはなぜかこういうことを私は質問するかと言いますと、21年度の見込みは財政規模50億5000万円、今まで私の手元の資料によりますと、平成13年度に52億ということで、後は大体45億円を経過しております。大体がこの45億から50億と言いますと、5億円の差がございます。こういう税収の落ち込みやら民生費が年々増加しておる中で、5億の差で住民のサービスとかそういう点が懸念されますけれども、今後どういうふうな財政規模で移行していくのか。町行政の長い経験なり、要職を経験されておりました町長でございますので、いろいろとお分かりだと思いますので、その点をちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今後の財政見通しでございますけれども、何と言いましても玉城町が引き続き発展を遂げていく町でなければならないというふうに思っております。そのためにやはり必要なインフラ整備もいるというふうに考えております。しかしその中で一番重要なことは、他に財政の健全化を図りながら一つ一つ身の丈にあった形の投資をしていくということでございます。当然この単年度、単年度を眺めて見ますと、いただいておりますといろんなインフラが多い年、少ない年では当然予算に差が生じてくるということになります。しかし2年ほど前にも夕張のほうへも議会の皆さん方と一緒に視察もさせていただき、大変な深刻な状況を全国の中ではございます。そういう形になってしまいますと、なかなか国が幾ら関与をするというふうなことになるまいしても、元通り回復というのはなかなか難しいと、こんなふうにも思っています。

そんな中で国のほうでも経済、地方財政の財政健全化に関する法律というのが制定されまして、2008年からの決算から適用されたと、こういうふうなことで、それぞれの各市町自治体の財政指標がどういうふうなことなのかというチェックが入るようになってきております。その中でいきますと、玉城町の現在の状況では実質公債比率が11.2と。将来負担比率が66と、こういうふうなことでかなりイエローカードと言いますか、チェックをされるころまで、かなりの幅がございまして、いい形で今のところは財政運営ができておるといふふうに思っておりますけれども、将来にわたっては下水道事業を早く進めていくというふうなこともございますし、それぞれまたいろんな公共施設の老朽化というふうなこともございますし、人口が増える町でございますから、それぞれいろんな子育てから教育から福祉健康から必要なインフラも生じてくると、こんなふうに考えております。このことにつきましては、具体的には平成22年度中に向こう10カ年間の23年から10カ年間の町の将来計画を策定すると。

そんな中で財政計画を樹立をして健全化のもとで、いろんな一つ一つの町の将来につながるようなインフラも進めていくというふうな必要があるのではないかとこのように思っておる次第でございます。財政の状況や町の運営の状況というのは、当然のことながら全て町民の皆さん方に、できるだけわかりやすく公表する。説明もさせていただくというふうなことが基本だといふふうに常に思っております。町の広報でも決算の状況から、あるいはホームページなり、いろいろ取り上げて公開をさせていただいておるといふふうに思っております。なかなか国あるいは大企業の経済状況、こういうふうなものがなかなか見通しすることが、今難しい。そんな中で町にふさわしい必要なインフラを整備していこうと思うと、よほど慎重に取りかからなければいかなんというふうな気持ちを今持っております。

住民の皆さん方にご理解をいただきながら、さらにできるだけ行政内部では住民の皆さん方との協働の中でいろんなコスト削減を図れるものは図っていくというふうな努力を、引き続き進めていく必要があるのではないかと、こんなふうに思っておる次

第でございます。

もう一つはいろんな面でご理解をいただいて、学校給食の民間委託を始め、スクールニューデールという形での太陽光パネルの設置というふうなことで、相当の経常経費が削減されていくというふうに思っておる次第でございます。一つ一つこれからも取り組みをしてまいりたいと思っております。維持です。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） いろいろの施策によって、財政規模の増減はあろうかと思えます。特に21年度は雇用対策、景気対策費で大きな国からの補助金があったので、50億円台をそういうふうになったのではないかと考えております。

続きまして、具体的に資金計画、それから町債の推移、最終見直しについてお伺いしたいと思います。

基金は現在大体12億円前後でずっと推移しております。財政調整基金は現在8億6000万円ということでございます。これは普通貯金のようなもので、近隣を大体見ておきますと10億円を超えております。言いますのはいつでも出せると、車で言えばガソリンのようなもので、ガソリンが減ってくると家に帰るのはどうかと心配になるけれども、ある程度は積み増しておりますと、ガソリンの不足なしに無事に家につけるといような私は基金かと思っております。これは普通貯金でいつでも出し入れ自由ということは、これから先ほど町長おっしゃいましたけれども、経済が不透明だと、世界の中で小さな町は翻弄されるという意味のことをおっしゃったものですが、だから税の落ち込みに対して、急な災害に対してそういうふうな積み増しが必要ではないかと思えますけど、私はこれもう少し今の町で、年間大体5億円前後の公債の支払いをしております。こういう数字から見ますと。私はこれの3倍ぐらい、勘でございませうけれども、15億円ぐらい必要ないかなと、こういうふうに思っておりますけれども、財政調整基金これほどのようにお考えですか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 現在21年度末の残高としては7億4000万円という財政調整基金の額ということでございますけれども、今の玉城町の財政規模の中では山本議員おっしゃるような、もう少し蓄えていく必要があるのではないかなと、こんなふうにも思っています。いろんな不安定な部分が経済状況、国の予算というふうなものでありますから、町として計画的なインフラを進めていこうと思えますと、やはりこの基金につきましては、積み立てていく必要があるというふうに思っています。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） やはり町長も認識が一緒で、これからも積み立てが必要だということなので安心しております。

それから次に特別目的、19年度では2億6000万円積み込んでおります。これらはいろいろと公共施設の更新、新築、先ほども話題になりました保育所、あれは保育所まず土地から購入しなければならないと。そうするとその場合に突然そういうの

が決定した場合に、基金が不足ですから、ある程度借金、町債に頼る依存度が大きくなってまいります。だからこつこつというのやなしに、ある程度目的をもってためる必要があると思いますけれども、今のところこう見ておりますと、いかにも少ないと。現在で2億6000万円ですか、そういう状況でその近隣を見ておりますと、財調と同じぐらいの特別目的基金を積み立てておられます。今現在ますます民生費もふえてまいります。そういう中で収入が余り大きく見込めないという中で、これらの特別目的の積立について町長はどのようにお考えか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 目的基金というふうな形で、町債管理基金なりあるいは活性化対策基金なり、いろんな福祉基金というふうなことで、それぞれの目的に応じた基金の積み立てがございます。これらにつきましても、やはり議員おっしゃるようにそれぞれの事業に対応していくためには、もう少し額の増額というのは、これは要るなというふうに思っています。しかし今、精一杯の予算編成を進めて一つ一つ事業を進めさせていただいておりますので、なかなか実態は積み立てるところまでは回らないというふうな現状にございますのもご理解賜りたいと思います。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） この間、月の中ごろに松阪市5周年記念事業がございまして、その中で中田ひろし前横浜市長、それから現在の杉並区の山田区長、それから浜松市長と、それから山中さんとそういうふうなフォーラムがございまして、題名は「住民の幸せの実現を目指した自治体改革」ということで行われました。その中の先ほどの基金の関係でございましてけれども、町長も御存じのように、杉並区は大きく基金を積み立て区税を減額ないし無税にしていこうという観点で取り組んでいると思います。

そこで財政も特別も町長必要だということで、今後なるべく次の支出の関係もございましてけれども、そういう点でまたお話ししたいと思いますけれども、そういうふうな努力をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の町債の推移でございまして。町の町債、借金は一般会計は減少傾向にありますけれども、特別会計が下水道等ふえる傾向にあります。大体現在の予測で113億円という状況でございまして。そして財政が少ない中なかなか町債に占めるウェイトが大きい。今後ますます借金、公債費の支払いがふえてくるのではないかと私は思っております。先ほど申し上げましたように、また上下水道なりそれから公共施設ですね、幼稚園を含め体育館とか学校が古くなってございます。そういうのに対してもこれらに大きく依存するのではないかと感じもいたしますし、また公債費はどうしても不可欠な支払いでございまして。こういうふうな町税収が落ち込むという見通しの中で、住民サービスの低下が懸念されます。今後とも今111億円でございましてけれども、もう少しこれも金利の高いやつ高金利ですね。これら繰上償還して今回6%以上は自動的に繰上償還できるとかいうお話も聞いておられます。そういうのをずっと計算しておられますと、普通町の場合は元金均等で、未償還ですね。大体20年

から25年ということでございますけれども、それら3%、5%の金利でものすごく差が出るわけです。例えば3%ですと、20年間の利息が3300万円。5%ですと5800万円、その間、利息を払わなければならない。結局差額は2500万円ばかり余分に払わなければならない。何もせんでもそれだけ余分に払わなければならないという状況でございますので、今後町債についての町長の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 議員のお話の中にもございましたけれども、少し本年度は減っていますけれども、今の時点では減っていますけれども、普通会計、企業会計を全部あわすと101億5000万円と、こういう数字にのぼってきております。その中でも普通会計につきましては若干下がってきておるという状況でございますけれども、玉城町の場合には毎年下水道事業を整備しておりますから、そういった中で増額をしてきておるということでございます、全域管路工事を進めていくという計画を持たさせていただいておりますから、まずはその時点までは増額になっていくというところでございます。

それともう一つは繰上償還につきましては、レートの高いものは努めて繰上償還を進めてまいりました。従来いろんな面で政府資金等、国のほうの制約があって、なかなか繰上償還を認めないという考え方がありましたけれども、このころいろんな緩和がなされてきたということでございまして、そういう状況をキャッチをしながら、早い機会に措置をしてきておるという状況でございますし、これからもできるだけその公債費の削減に努力をしながら、いろいろインフラ整備を進めていくということにしていくことが大事だというふうに思ってます。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） また松阪のフォーラムに戻りますけれども、その中で中田市長はこのように発言しております。「今後は経済成長の下りにより税の増収は望めない時代と認識すべきである」と。「体力のあるうちに、今やったらまだ体力あるうちに、そういう将来を見据えた対処方法を考えていかなければならない」というように発言しております。そして中田前市長は任期は8年でございましたけれども、6兆円あった公債を私の代で1兆に減らしましたという報告もされております。

それと町長が事務所開きされましたね。たくさんの方が来賓の方が見えて、いろいろと挨拶をされたと。その中でこういうことがあったと思うんですよ。「行政とは住民サービスを低下することなく持続し、また次の世代の子供、孫にそういうふうな借金を負担をかけないようにするのが行政の目指すべき道だ」という、あそこでお聞きしたと思うんです。そういうことで町長も101億円、これからできるだけ繰上償還を高利のやつは努めるということで安心しております。

続きまして、歳出の見直しでございますけれども、国の事業仕分けでないんですけれども、町としましてもそういうふうな仕分けをする必要があるんやないかと。前に

も申し上げましたけれども、分担金、負担金、本当に古くに選定されて既に当初の目的を達しておるものがある。ますます当初の目的に離脱したそういうふうな事業で取り組んでいると。例えば研修で行っているとか、それから補助金でも本当にこれから必要なのか。それも精査が必要ではないかと。それから町独自の各種委員会ですと、連絡協議会それらは本当に必要なのか。また短時間で終わるのに、そんだけの報酬なりを払う必要があるのかという見直しが必要だと思うんです。これから本当に不透明、そして少子化。少子化になりますとこの事業が無料化になりましたと、その分だけ学費に対する負担が減りました。そうしますとやはりこういうふうな高学歴社会ですから、できるだけ大学に行かそうと。そうなりますと、なかなかいったん大学へ出ましたら地元へなかなか帰ってこないというふうな状況もあります。今はそういうふうな町税の2番目個人税がまた大きく落ち込むような状況ではないかと。

それからだんだん高齢化になってまいりますと、そうしますと民生費が例えば平成13年度から、21年度を比べますと歳出に占める構成比率ですね。それが12.6%も増えていると。一方はそういうふうな不透明とか、個人税が減ると。そして大きく目に見えている民生費がどんどん増額してきます。そういう状況でやはりそういうふうな歳出面でももう少し下書きをして、なるべく無駄な支出は省くと。そういう考えが私は必要だと思うんですけれども、その点町長はどういうお考えですか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 議員おっしゃるように、やはり自治体として行政運営をしていく中では、当然常に無駄の見直しというふうなものをしていく必要があると思っています。国の集中改革プランというのが出されましたけれども、玉城町の場合は私もその担当をしております、1年先駆けて取り組みをしてきたというふうなこともあります。行革の委員会も3回ほど新しいメンバーで検討なされて、そして今後の新年度の当初予算の中でも提案をさせていただいておりますように、そんな中でもさらに見直しをしてご提言をいただくという考え方も持たさせていただいております。

やはり常に無駄を省き、そしてその部分を必要な子育てや教育や福祉の部分に振りかえていくというふうな、まちづくりとしての必要な少子高齢化対策に振りかえていくというふうな努力は、これは常に要するというふうに私は思っておる次第でございます。

しかしもう一方では町全体の活力をつけるために、第1次産業を始めとする産業振興のいわゆる歳入の面でのプラスになる、そういう施策も大いに力を入れて進めていかなければいかんのではないかと、こんなふうに思っております。大変なこの高校卒業、あるいは大学卒業の方が就職ができないという雇用不安の状況にもございます。何かして若い方や女性の方や高齢者の方が、そういう新しい事業に取り組もうと、こういうふうな場合には、大いに自治体としてそのことに関わらせていただくというふうなことは、これから大事なことやないかなと、こんなふうに思ってます。

○議長（小林一則君） 山本静一君。

○3番（山本静一君） 私が9月のときに分担金、例えば例を上げました公民館連絡協議会等で質問させていただきましたけれども、その時に町側の答弁としましては町単独でできないという答弁をいただいたんです。だから一旦そういうのを見直して、首長会とか議長会で、お互いみんなが協力してこれは本当に我が町は必要なんだ。この分担金を減らしたいということで、今後とも取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（小林一則君） 以上で、3番 山本静一君の質問が終わりました。ここで少し早いんですけども、午後1時まで昼食も含めて休憩といたします。

（午前11時35分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小林一則君） 再開いたします。休憩前に続きまして、一般質問を続けます。次に、12番 奥川直人君の質問を許します。

12番 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） それでは、議長のお許しを得ましたので、2点質問をさせていただきます。有田・下外城田保育所主任職の設置、その後どうなったのかという質問と。玉城町の68区の自治区への交付金、地域活性化事業について質問したいと思います。

進め方としましては、1点目に自治区活性化調整事業、これからしたいと思います。地域コミュニティ活動活性化事業ということで、正式には地域活動助成事業という形のものであります。この内容は昨年4月1日に施行されました。各自治区に対する自治区交付金の仕組みが変わったということで、自治区交付金と地域活動助成金という形に二つに区分がされました。ことしは2年目を迎えるわけでありまして。この目的は自治区の地域をよくしていこうとする活動を支援し、いま薄れつつある地域のつながりを強化し、地域力を高めるといった目的であります。私はこの自治区は玉城町の末端の組織だというふうに理解をしております。今の時代、自治区の活性化は最も重要なテーマであり、賛成をするところでありまして。そして昨年の区長さん、そしてことしの区長さん、そして区民の皆様方も非常に関心の高いということで、今回一般質問のテーマという形で取り上げさせていただきました。

それではどうということか申し上げますと、玉城町内の各68区ございますけれども、自治区への交付金総額が予算でいきますと、年間740万円。この交付の仕組みが変わったということで、こういう形でいうと分かり易いと思いますので、平成21年度の予算が743万円ございまして、自治区交付金というのが565万円、それで昨年施行された地域活動助成178万円ということになってます。これを簡単に分かり易く説明するので、自治区交付金が今まで10万円いただいていたというふうになりますと、昨年度からこれが10万が7万5000円になったということでありまして。あと2万5000円ですが、これについては区からの申請、いろんな活動した申請を提

出していただければ、この2万5000円は補助、助成しようというふうな仕組みであります。

先ほど申しましたように賛成、この考え方については賛成をしたいというふうに思うんですが、しかし施行1年ということで、いろいろな問題があると思います。そこで町長にお聞きをしたいと思うんですが、まずこの制度の考え方のポイントをお聞かせを願いたい。それと12月でこの区に対する補助金の決算は終わってますので、当初740万円であったものが、決算額として幾らになったのか。それともう1点目は地域コミュニティ活性化助成事業という形で、これは去年の多分2月ごろだったと思いますけれども、議会に説明がありました。お聞きをしたんですが、住民代表の我々議員という形で、これが執行されたのが4月1日ということで、そのときに玉城町地域活動助成事業補助金交付要綱というのが、区長の皆さんには配られたと。その内容は我々議会として十分理解できてない。多分ここにおられます議員の皆さんも多分理解しておられる方は少ないと思うのでこの3点を。私が聞きたいのは議会に4月1日の段階で説明いただくことが必要であったと思うので、この制度のポイント、それと決算額、それと議員に説明が必要であったのではないかとということに対して、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林一則君） 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村修一君） 奥川議員から先に自治区交付金の内容についてのご質問をいただいております。まず玉城町は平成の合併の論議の中で、最終的に合併しない町、単独、独立してこれからも続けていこうと、こういうふうなことのまとめをいただいて、今に至っておる町でございますから、より住民の皆さん方にも協働。コラボレーションしていただきながら、自立のまちづくりを進めていかなければならないという考え方のもとで、就任をさせていただいて、まちづくりについての戦略会議の中で、具体的な方策についてもご提言も欲しいということで、提言をしていただきました。そんな中の一つにやはり地域のコミュニティ、人のつながりをやはりもう一度強化していかなければいかんというふうな提言もいただいたわけでございます、さらに地域の中で希薄になっておるものをつながり、もう一度見直して欲しいという提言でございました。

そこで地区の中で、自主的に取り組んでいただく活動を、地域をよりよくしていこうというふうなことの支援、あるいは地域のつながりをさらに強化していくというふうなことに力を入れてほしいということ、年度の当初から随時区長さん始めそれから職員のほうからも説明を申し上げて、取り組んでいただけてきたということでございます。

もう一つはやはり地方の状況が、地方分権の国の動きの中で、やはり行政と住民の皆さん方との役割分担というのか、より住民の皆さん方が地域おこし、地域づくりにかかわっていただくということが、重要な時代でありまして、そういうことによって

さらに満足度の高いまちづくりの基盤となると、こんなふうと考えておるわけがございまして、さらに行政運営の効率化も進めていくことができるということでございます。

具体的な決算と内容につきまして、担当のほうから後にご報告をさせていただきますけれども、私といたしましては、新しい新年度、去年の4月からのスタートでございましたので、なかなか新しいものにつきましては、どういう状況でもそうでありませうけれども、一遍にご理解ということは難しいということでありましたけれども、今様子をお聞かせをいただいておりますと、それぞれの地区が工夫して、積極的にこのことに取り組んでいただけたと思っております次第でございます。

この熱心な取り組みをしていただいた地域もでございます。まさに地区の皆さん方が玉城町の住みよき暮らしやすさ、そして地域の中での人のつながりを大切にしていこうと、こういうふうな思いを大変強く持っていておるといふふうに思っております次第でございます。そういう状況でございます。引き続きこの活動につきましても取り組みをしていただくことが、町の今不足をしておりますところの人のつながりを、さらに強めていくことになるのではないかなと、こんなふうにしておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

○総務課長（中郷 徹君） まず一点目の決算額についてというお尋ねでございまして、実は決算額というのはまだ出ておりません。と申し上げますのは要綱を、ご質問の中にもあったがわけなんです、要綱に定めておりますようにこれは歴年ではなしに、4月1日、3月31日の会計年度と同じ期間を年度といたしておりますので、ただいまの交付済の、交付決定というか、交付決定済の額といったことで、ご了承賜りたいと思っておりますが、現在42地区に対しまして、既に交付決定もしくは既に助成金の交付を済ませております。これの合計額が114万8143円でございます。ただいま年度途中でございまして、引き続き事業を実施をされておるのもございまして、また未実施のところもあるのではないかとお察いたします。

そういったことから、未修正の区に対しましては、年末に文書で各区長さんをお願いを申し上げ、また2月の区長会にもお願いを申し上げたんですが、年度内引き続きまして、申請もしくは補助金交付の・・・引き続き申請を受付ますといったことにつきましては、ご説明を申し上げておるところでございます。既に事業実施をしたが、交付の限度額というのを区の世帯数によって定めておりますので、これに達しておらない地区にあっても、引き続きほかの事業をやっておるんやといった、区におかれましてはぜひとも引き続き申請をいただきたい。こういったことをお願い申し上げておるところでございます。このことにつきましては、地域担当職員を通じましても、そのような働きかけをこれまでいたしてまいったところでございます。

次に要綱についてでございますが、確かに要綱につきましてこれを定めまして、区長さんにお示しをさせていただいたところでございます。この要綱の中身についてで

ございますか、以前にご説明を申し上げました議員の皆様方にご説明を申し上げました内容について、この事務手続きのことについてを、文章にいたしておる。こういったことではございますので、以前ご説明を申し上げた内容と、内容が違っておる、こういったことではございませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そういうことで110何万でしたか。114万ぐらい、1148。残りどれだけ178万円でしたか、こういう形で説明させてもらったのは、114万8000円ですか。これが施行されて、残り。

○議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

○総務課長（中郷 徹君） 残りはどれだけかといったことではございまして、68地区のうち42地区が申請をなされておるといったことではございますので、地区の数は61.8%が既に交付が済んでおるといったこととなります。額になりますと、62%、当初予定をいたしましたと言いますか、世帯数、地区の数、世帯数からいきますと交付済の金額は62%といったことではございます。全体額と言いますのは、枠でございまして、枠のうちの62%が交付をされたといったこととなります。自治区の数、それから世帯数で計算をいたしました額と比較をいたしますと、62%といったこととなるわけではございまして、対象は68地区。それから4185世帯といったこととなりますので、それから計算をしてみますと、185万1800円、185万2000円というのが、大きく言いますと計算の基礎でもってきた額ということになるわけではございまして、このうちどれだけが既に交付されておるかということになりますと62%。こういったことではございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） ということで68集落がありまして、42集落、残り26集落ですか、これが未申請だという結果になっています。金額にしますと、約61万円ぐらい今のところ残が残っておるといふような計算を、私はさせていただきます。今、途中だということでもありますけれども、区のほうは事業が始まっていますね。1月から各集落は始まっているということで、この先に町長言われました非常に一遍に理解するのが難しいという区長さんの各この制度を理解してもらうのは難しい。それでしっかり取り組まれているところもある、いいことはいいんです。

でもこの26区がまだ未申請だということと、約61万円ぐらいこれはまだ執行していく残が残っておるといふことに対して、町長お考えはいかがですか。この事業の進め方という部分では。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今、総務課長が説明したような実態で今現在あるわけではございますけれども、まだ未申請のところ、それなりにいろんな地域の中で検討なされておる部分もあるんだろうと思いますけれども、何と言いましても、初めての試みでござ

いますから、いろんな形でそれから担当職員なり、そして町へのお越しをいただいたりしながら、さらに推進をしていくというふうな格好にしておる状況でございます。なかなか地区の事情によって、すぐから取り組みにくいというふうなこともあるようでございますけれども、新規の取り組みというふうなことで、少しこちらもできるだけ推進をしていきたい、していくことが大事だと、こんなふうに思ってます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君

○12番（奥川直人君） このお話を昨年2月、施行される前ですけど、お聞きしたときに、私は今回、ことし1年間試行ぐらいの気持ちで柔軟な対応をしていただきたい。このようなことを申したことを覚えております。町長も課題が十分整理できてないと、多分お話だと思います。ですからもうこれ1月から先般区長会もあったと、この説明もされている中で、本当に今年どうするんだと、そういう形のもので多分区長会で、私は話を十分できない。現状こんな26も現状未申請なんだということも、お話も多分されてないだろうし、この活動をもう少し地域担当制うんぬんとお話もありましたけど進めていこうという。区長会もう終わったんですよ。その中でこの活動が今年うまくいくのかなというのが、今私の本当の思いです。

先ほど地域担当制という言葉が出てきておりますので、じゃあこの活動、地域担当制とどう結びつけられようとしているのか。具体的にお聞きしたいと思えます。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 既に2月の初めに区長会がございまして、その時にも説明を申し上げ、そして改めて4月にその説明を設けると。こういう準備をしておるわけございまして、いろんな地区の中での協議や地区の事情もありますけれども、やっぱり粘り強く、一朝一夕には効果がなかなか出てこないというふうなことやと思えますけれども、できるだけ地元の事情もお聞かせをいただきながら、粘り強くこれからの時代、大変大事なことだというふうに私は思ってます、進めていくことだと思ってます。

そしてもう一つのお尋ねの地域担当職員を通じてというのは、地域担当職員も県下の中でもさきがけて、フェース・トゥ・フェースが区長さん方とお話をする。情報交換をするというふうなことで進めさせていただいておるわけでございますが、これの手続きの説明やら、あるいはまたさらに個別の相談にもこちらのほうも窓口と総務課がなっておりますから、そういう形で応じさせていただいておるということでございます。当然担当職員が出向いて、それぞれの地区の事情にできるだけお答えと言いますか、協力をさせてもらう。支援をさせてもらう。こういうふうなことがこの活性化の事業だけではなくて、ほかの行政全般についても、できるだけそれぞれの担当しておる職員が行政とのいろいろ手続きの橋渡し役となって、活動してもらっておる。これが趣旨でございますので、これだけに限らずきめ細かく対応をさせていただいてきておると、こういうことでございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） ぜひきめ細かくやっていただきたいと、このように思います。これは先ほどこの活動には大賛成だと、こういうふうに申し上げてますし、今の時代こういうのは大事だと。町長と同じなんです。でも私ども熱があるのかもわかりません、もしかしたら。多分地域担当制の人に自覚を持ってやってくれと。これも非常に重要なテーマです、いま玉城町においてね。また後ほどこの町長のマニフェストの説明をしますけれども、そのままなんです。町長のマニフェストね。ものすごく大事なん、小さなことなんですけれども大事だということで、そういう使命感を各地域担当制の人がお持ちをいただくということが大事なんで、これは一つはアドバイスになるのかわかりませんが、今、他の自治区ではこんな活動をしているという情報提供というのは、たぶん地域担当制の人はそのリストを私は持っていきべきだと思うんです。各地域のこんな活動してみえるんですよ。ここの地域に対してはこういう活動が当てはまるんじゃないですかというリストが要ると思います。そういうものがなければ、なかなかその自治区内で考えてやるということは難しいかもわかりません。

そういった意味ではこの情報提供というのは、本当にそういう資料が私は総務課でこの管理をしていただいておりますと思うんですけど、この活動についてはそういった資料のリストというのはあるんでしょうか。そういうものを持って出ていただくというのが理想だと思う。

○議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

○総務課長（中郷 徹君） 既にお取り組みをいただいております内容につきましてのリストというのは、データ化と言いますか、リストは持っております。ただ活動の内容につきまして、ここの自治会ではこういう祭りをやっておるといった内容については、大いに知っていただく必要もあろうかと思いますが、ただただ町長先ほども申し上げましたように、初年度でありまして、緩やかな制度の移行と言いますか、そういった観点で取り組みをいたしておりますので、区によってその取り組みの度合いというのに若干差がございます。そういったこともございますので、区長様方に対しましては、活動の例というふうな形で申請の書類を、申請の説明をさせていただきます際に、取り組みの例といった形で表して、これを表わすして説明をさせていただきます、こういった状況でございます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 多分総務課にあるのは、今回この68自治区のこんな活動でこういう経費をあてがわれたという、交付税を当てたという項目のリストは私ももらっています。盆踊りとか自衛消防団の活動とか、こういうリストがありますけど、こういうことを他の自治区ではやってみえて、これが交付対象になっておるといったことだと思うんですけど、もう少しせつかく昨年度から初めて新しいスタートを切る段階で、緩やかというのも非常に大切だと思いますけれども、この各自治区の実態調査と言いますか、今どういう実態に各自治区はあるんだと。その68の自治区にいろんな

問題を事前に把握をして、それでそこから何から手をつけていったらいいんだというふうなことがあれば、ある程度理解はしてもらいやすいと思うんです。でもいきなりこんな形でやるよと言われてたら、多少抵抗感も生まれているのかなというふうなことを感じます。

町長がおっしゃっておられることと、現実にはまだギャップがあると思います。比較的、地域担当制も丸2年たったわけですけれども、比較的、点の活動が多くて、行政の場合。地域担当制もあるけれども、今回こういうのがあったということに対して、いかに今回の助成金のものについて、地域担当制が協力をしていくかというふうな、幅の広がりとか厚みとか、こういうものがちょっと少し足りないかなというふうに、私自身は思ってます。よろしくをお願いします。

もう一点あるんです。今回の事業の趣旨は何度も申し上げてますが、自治区の活性化、自治区の機能の向上を支援するということでありますが、例えばそれなら私の自治区ももっとやってみようということで、やる自治区があるわけです。あると思うんです。そういうことを期待されていると思うんです。それは例えば、例えばですよ、私は玉城町原区です。原区の場合、10万円いただいておったとして、基本的には自治区の交付金を7万5000円もらったと。この2万5000円というのは、原区には一杯事業があるんですけれども、盆踊りだけなんです。盆踊りだけしたらこれは満額になってしまうんです。他にやっておるんですよ。そういうふうな中で、この地域活動助成金という名目と現状の実態、すぐ頭打ちになってしまうというふうなことで、何か中身がおかしいんじゃないかなという多少疑問を持ちます。正直言ってこの活動でどんどんやってくれというものでもなさそうだというふうに受け取れますし、何か狐に騙されておって、交付金やるけど、一生懸命やっても、こっだけやっても後は出さんよということで、本当に地域が活性化するのかなというふうに思われます。

結局は昨年の活動の中では今現在60万円ぐらいまだ消化していかないかん予算が残っているということでもあります。町長まさか経費が削減できたというふうには思っておらないでしょうね、これ。3月決算で処理できるんでしょうか、お聞きします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） この自治区交付金の趣旨は申し上げておるようなことなんですけれども、もう一つ大きなのはまさに地域の皆さん方が主体で、地域のつながりや地域をさらによくしていこうというふうなことのために、主体的に考えていただくというふうなことが、やっぱり大事だなというふうなことで、例えば地域資源をいかしたり、あるいは住民の皆さん方のなかでの地区の中での協働の活動というものが生まれれば、それを大いにバックアップさせてもらうというふうなことで取り組んでいく。そしてそこに地域ブランドのいろんな産品が生まれたり、あるいは雇用の創出が生まれたり、こういうふうなことに発展をやっばししていくというふうなことは、一番要るなど私は思ってます。

したがって、そういう地域の中でいろんな資源があると思います。歴史資源もあれ

ば、あるいは産業部門の資源、いわゆる農産物もすばらしいものがあるわけでありま  
すし、人のつながりもあるわけでありま。あるいはまた防災の対策の助け合いのそ  
ういうふうなつながりとか、いろいろなことが考えられると思います。既に三重県の  
美し国の中に、そういう地域おこしのグループが玉城町でも4つのグループが認定を  
されたというふうなこともあります。

できればそういう玉城町のそれぞれの地区の中で、まさに地域の地区の資源をいか  
したり、人のつながりがさらに深まったりそして。

○12番(奥川直人君) そんなこと聞いてません。交付額、交付額の中にどうおさま  
るんですかということ、経費削減として考えてないというふうに二つの質問させてい  
ただいたんです、私は。

○町長(辻村修一君) 予算のお認めをいただいた中で私は21年度は執行を進めさせ  
ていただくということです。

○議長(小林一則君) 奥川直人君。

○12番(奥川直人君) 一つは交付枠というのがありますけれども、さっき例をあげ  
て言いましたけれども、10万円の中でここは例をあげましたけれども、ひとくくり  
で終わって、もう満額になってしまうということであるわけです。そういう枠の考え  
方というものと、結果今回は60数万円の予算、まだ現状未消化になっておると。そ  
れは今の自治区に再度要望しておるというんですけれども、それは結果として、60  
万円ぐらいは埋められるような状態になるのかどうか。

矛盾しておるのは、もう1月から始まっておると、今年度の自治区の予算は。それ  
との関係についてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長(小林一則君) 辻村町長。

○町長(辻村修一君) 今申し上げておりますように、新年度は新年度と言いますか、  
自治区の活動は1月から始まっておりますけれども、町のほうから各区に対して未実  
施のところは、総務課長が申し上げておりますよう、年度いっぱいの中でどんな格好  
になるか。まだ今のところは確定はいたしておりません。したがってさらに努力を、  
努力をと言いますか、さらに自治区のほうからのいろんな取り組みの状況も生まれて  
くるのではないかと。

○議長(小林一則君) 奥川直人君。

○12番(奥川直人君) でも決算は、自治区の決算は終わるとると違うんですか。

○議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君。

○総務課長(中郷 徹君) 先ほど要綱のところ若干ふれさせていただいたんですが、  
この事業は4月、3月を年度といたしておるところでございまして、自治会の年度と  
は3カ月のずれがございまして。ですから、3カ月分は私どもの4月3月の期間にあわ  
せていただきたいということをお願いをしておるわけです。

ですから自治会の新しい年度の3月までに実施をされた事業につきましては、21  
年度といったことになります。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そうしましたら、区長さんも変わった。決算も前区長さんの決算は12月で終わった。今回は新しい区長さんで、そういう引き継ぎといいますか、あと残って残を持っているところについては、去年の活動について、申請をやっていたかというふうに理解をしますので、しっかりと地域担当制の人も含めて、こんないろんな事例も持って、また今年はどうしようという形の地域活性化を盛り上げられるような活動をお願いをしたいというふうに思います。

もう一点あるんです。この制度は本来の狙いが本当に達成できるのか。まだまだ私は心配するところが多いんです。なぜならそれはすべて助成金というお金で計算する仕組みが悪いのではないか、このように思っています。それは町長のマニフェストの中にボランティアやサービス、こういったものも非常に大事なんだというふうな言葉が書いてあります。各区民の協力で自治区の活動はこういうボランティアとか、そういうものは評価されないと。いえばお金の補助金になって返ってこない部分が非常に多いと。今の考えでありますとこれだけの事業、幾らのお金の事業にしたら、こっだけ補助しますよということだけでありますので、区としても本来は財政が厳しいんです。そういった中で区民の皆さんの協力を無償でいただく、ボランティアでいただく、これが一番重要なことだと思うんですけども、そういったものは評価されないというふうな現状、形になっておるわけでありまして。こういった問題は各自治区であると思えますが。

松田課長、一応理解できるこういうこと。担当課長、総務じゃないけれども。大丈夫。森島課長どうですか。

地域担当制もかねて進められております。そういうことで町長のマニフェストの中に、今の評価の中身はお金しか勘定に入っていないということで、暮らしナンバー1の玉城町づくりとこう書いてあります。これは多分町長だけでもできないし、行政の皆さんだけでもできませんし、住民の協力や区民の協力、これがなくてはこんなナンバー1のまちづくりってできないんです。三つの柱が掲げてありました。隣人愛、郷土愛、自然愛、身近な人への愛情が希薄になりつつある、近隣の人々とのふれあいを大事にする。その中にボランティア、こういう言葉が出てきます。サービス、地域が一体となって。郷土愛の中身は生まれ、育ち、住み慣れた我が郷土をこよなく愛する育む心、次世代の人づくり、これは教育長もご存じですけども、青少年を育てる会、地域の子供は地域で育てる、まさに地域の活動です。

それで自然愛、これは文化資源、これは玉城町の自然を守り愛する心を育む。これも地域の今いろんな活動をしていますけれども、そういうことに支えられて成り立っていくものであります。こういうものをほとんどボランティアの形のものをとっている集落が非常に多い。これが現実です。協働で進めるこれを実現するための指針としては協働で進める。質が高くきめ細かなメリハリのある運営やと。こういうふうにならざるを得ないわけで、これを実現するためにはその金というもののだけの評価では、多分

実現できないだろうというふうに思っています。

町長がおっしゃっておられますこのマニフェスト、次期実現していくためには今の活動が私は最も大事ではないかなというふうに思います。ここで課題を整理してみると、個々の議員さんの各地域の代表の方もたくさん見えますし、その辺の要綱ができたときの説明が少し足らなかったのかなと少し思います。

それで予算に対して我々は12月末で終わるものだと、執行する側と言いますか、各区長さん方は引き継ぎも兼ねて、非常に複雑な心境だと思っています。今現状こういう状況で、今現在では執行が不十分だという中で、本当に来年度どんな形でしていくのかという部分の反省をしっかりといただいて、やり方としては地域担当制でも結構でございますけれども、そういったものをこれだけやらないかんというめりはり、執念、こういったものをしっかりと持っていただいて、この制度を本当に皆さんから喜んでいただける制度にさせていただきたいと思います。それと自治区の状況ですね、これをやりだした根拠の中には、68区いろんな自治区がありますけれども、そういった自治区の状況もしっかり踏まえた上で、適切なことをしていかないと、行政が進めてやった事が後手後手に回る。こういうことは一番信頼を失うことだというふうに思いますので、そういった進め方と、もう一点は最後に申しました、経費をお金ではなくのいいのかと。本当の地域の力というのはボランティアとか助け合い、こういうものに支えられていくもんなんで、そういった考えで、本当にこの制度がうまくやっていけるのかなと。町長がお思いになるお金じゃないよ。この何でしたか、743万円をうまく使いきることでなくって、その地域活動助成の予算の178万円が、価値のある178万円になるということを期待をしたいと思っています。

後ですね、こういった状況がありますけれども、町長先ほど私がお話させていただいた内容で、ボランティアとか、そういうものに対してはどうお考え方ですか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） ボランティアと言いますか、もうまさに区のことはお金をいただくとか、お金があるからということやなしに、もちろん自治区で一区あたり幾らかの徴収はなされておられますけれども、昔から自分たちの区を守るために、それこそボランティアというか奉仕をして、そして区が成り立ってきた。そしてまた自分たちのそれが町を守るために献身的な奉仕というか、努力をしてきた。今ではボランティアと言いますが、これがなければ町は成り立っていかないと考えています。

それはお金も厳しい時代でありますけれども、お金じゃなしに気持ちというか、心が大事なんですよね。大変な町の中で簡単に申し上げますと、おかげさんで玉城町は非常にボランティアの活動が広がっておると思っています。特に福祉の独居老人の方とか、そして今もこの議員さんの中のお話の、活動の中にもありますけれども、いやいや大変な活動があるんですボランティアの活動が。毎日の子供のことやね。そういうふうな形の中でいい町にできていくんだと私は思っています。これからもそのボランティア活動を支援していかないと考えています。それだけです。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） だから申し上げているんです。自治区だってそうなんです。本当に支援するということは、こういう勘定の仕方でもいいのかということをお伺いをしたいんです。ですが、玉城町はボランティアで助けてもらっていますし自治区だってそうしていかないかと。そういった中でお金だけでよくやったという評価ではだめなんじゃないかという提案をさせていただいています。

ちょっと事例をつくってきたんです。これはちょっと一遍、私原ですもんで、中身も分かってますもんで、どんな活動しておるんだというふうなことを、調べてきました。例えば自治区の総支出これは443万円ぐらい活動をやっておるんです。それで原区の年にいろいろ年によって違いますけれども、1万4000円ぐらい払うと。盆踊り大会、それで補助団体の活動、老人会、自衛消防団、子供会、婦人会、それで防災のための各出会いで池の草刈りをしているとか。当然生活排水の清掃もしている、ごみ集積場、これも当然管理している。防犯灯の維持管理もしている。それで通学路の清掃は、これはボランティア・・・公園の遊具の管理、こういうこといっぱいあるわけです。こういうものがますますもっと増えてこないかという中で、もう原区はどこの区でもそうだと思うんです。これだけで後はええよと。この盆踊りだけが対象になっておるだけで、後はもうええと。逆に言えばこういう捉まえ方になってしまう。

そこで、ちょっと考えてみたんです。これやったら予算の執行額も全部使い切ることができる。活動の評価という形で、私はお金じゃなくって、点数制にしてはどうかというふうに思っておるんです。例えば行政との一体制がある活動をすれば5点で、かける活動数です。どんな活動したんだと。地域の協調性ある活動、参加率も含めてですけれども、こういうのを5点にしようと、それで活動数。地域の文化性、先ほど町長言われました文化とか、そういう伝統ですね。5点にしましょうと。どんな活動があったのか。

独創性、継続性、それで一般的な活動もありますよね。そんなんやって当たり前やというふうな活動もありますので、こういったものを総合点を出すということも、各集落ごとに一遍やってみたらどうかということです。

それともう一つ活動の評価としては、自治区の総支出額があって、それを世帯数で割ったら、これは要は協議費もいろいろ出している、どれだけ一人当たりの活動費になっているんだということが、これは各集落の活動力だとこのように私は見ます。これとこれを組み合わせて点数を出して、そして先ほど言いました各集落、68区の点数を出してどこどこ集落は何点だという形で、これを総点数で割って各集落単位の点数をかけると。であれば予算は常に全部使えると。その代わり点数によって差が出てきますけれども、それならば来年はもう少しただこうじゃないかという形で、この178万円の地域活動助成のお金の使い方がもっと充実したものになってこないかなと、私の考えですので、少しこの活動については、若干私はちょっと不満を持っています。でマニフェストを実現していかれるということであれば、もっともっと地域の

力を借りる。そういった意味で地域が知恵を出せる、もっともっとやるんだと。それが言っては悪いんですけども、活動した見返りも少しあるというふうな制度にしていただけるとありがたいなどこのように思っています。ぜひご検討いただきたい、このように思っています。

後ですね、町長提案させてもらったんですけども、町長、これに対してご意見あればお聞かせください。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 昨年から新しく始めた施策でありますから、いろいろ自治区のほうからのご意見も賜っておりますし、さらに工夫を凝らしていくことがいいと思います。いろんな奥川議員の提案等、ほかの区長さんからのご意見等も十分に参考にしていかなければいかんなど、こんなふうに思っております。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） ぜひ各区長さんのご意見を聞いて、総合力を上げて地域というのは本当に大事だと思っておりますので、ぜひこのマニフェストが軌道にのって活力ができるような町になるようお願いしたいと思います。

それでは2点目の質問に入らせていただきます。これは今年の12月に1度質問をさせていただきました。有田・下外城田の保育所の主任さんを設置していただきたいということでお願いをしました。12月に玉城町保育所は近隣市町より優れていると。この保育園については。そして児童、保護者、家庭状況などに対しまして、温かく今まで接してきておるのも現実であります。そして所長さんは多様化します保護者のニーズへの対応や、子どもでありますから病気やけがや突発的な緊急対応も含めて、いろんな場で対応していただいております。今年の4月から有田・下外城田保育所の主任職がなくなったということで、所長さんの補佐をすることを、役割をする人がいない。そして緊急対応、保育所の運営上問題ではないのかということで質問させていただき、主任さんをぜひ復活していただくことが望ましいのではないかとのご要望をさせていただきました。

有田、下外城田保育所の次年度の組織はどうなるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） この4月からは有田、下外城田の両園にも総括主任を配置すると、こういう予定にしております。以上です。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そうしますと、従来、旧来と言いますか、当初あった主任さんの位置づけのまま、所長の補佐ができるということでよろしいのでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 総括主任という形で所長の補佐をしていただく、こういうことです。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） 総括主任というのは普通の主任さんで、いつもフリーで動けるという状況でいいんですか。

○議長（小林一則君） 副町長 坪井信義君。

○副町長（坪井信義君） 若干内部的なことにわたりますので、補足で説明を申し上げます。ご承知かと思えますけれども、保育所の定員というのは44名と定めておりまして、いま奥川議員ご指摘のように、クラス担任ということの中で考えますと、フリーということで所長が4名、総括が4名ということになりますと、8名がクラス担任をしない保育士という勘定になるわけです。ですから44から8引きまして33人。その中で育休とそれからまた欠員の部分がございます。したがって来年、この22年度当初におきましては、クラス数が31クラスということで編成をさせていただきます。そういった状況の中で先ほど町長が今回、具体的に総括主任を設けるというふうに答弁を申し上げておりますが、新しく4名ということでございますので、トータルで6名程度予定をしております。その中で田丸と外城田については2名配置、そして有田、下外城田で1名ということでございますけれども、それぞれ田丸と外城田につきましては、ゼロ歳児保育なりあるいは200数十名というふうな園児の数含めまして、田丸、外城田に総括が2名という配置でございますけれども、もう一人の1名分につきましては、クラス担任も兼ねるということですので、その従前のような形でクラス数は現状の正保育士、クラスの担任というのは正職でもって運営をしていきたいというのが、町長の基本的な方針で、以前から保育運営のほうを考えてございますので、それらの職員の数からいきますと、現状欠員分をまた新年度において、採用しないということは、採用しないとそのクラス数と実際の保育士の数が、合っていないということですので、現状は有田と下外城田の総括主任についてはクラス担任も行うということで、総括主任は設置をしますけれども、クラス担任は持っていただくということになります。そのかわりにフリーの嘱託職員による保育士を新たに雇用していくという考え方で、22年度については対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） そうしますと主任というポストはつくったけれども、クラスを持っていただくと。こういうことでよろしいですか。緊急時はどうするんですか、もともといろいろなイレギュラーが出たときに、問題ではないかというふうなお話で、こういうのを設置していただいたと思うんですが、そういったことにことに対応はどうされるかお聞きします。

○議長（小林一則君） 副町長 坪井信義君。

○副町長（坪井信義君） このことにつきましては、以前他の議員さんからもご質問ありまして、同様の答弁を申し上げたかと思えますけれども、緊急時あるいはまたご父兄の方からのいろんな保育上の相談とか、そういうものについては当然総括主任が対

応していくということになります。クラス担任をもつということの中におきましても、それにかわるフリーの保育士を配置をするというふうに申しあげましたので、緊急対応につきましてはクラス担任をしておりますが、急遽そういったフリーの保育士も配置してございますので、それらを含めまして、現場で現実的な対応をしていきたいというふうに考えてます。

○議長（小林一則君） 奥川直人君。

○12番（奥川直人君） わかりました。後ですね、先ほどおっしゃってましたように、有給休暇の問題とか、そういったこともそういう形で対応できるということだと思いますよ。まず一歩前進したということで。後ですね、今まで守ってきた保育行政が今までの培ってきたものを損なうことなく、いい環境で子供たちの児童たちの面倒がみえるように、ぜひ今後ますますよくなるようにしていただきたいと、このように思います。

時間が来てますけども、最後にお願いがございます。昨年、農水省から勧告を受けた有田の農振除外地ですけれども、国の農水省、東海農政局、県の問題、これに対しては前回やりましたように、こういう回答を行政として出しておるわけでありまして。農振除外地に農家分家住宅の集合体をつくるというご回答であります。それを建設、あそこへ農振除外をした土地へ、その集合体をつくるということによって、町内の農業後継者の農家分家住宅の提供ができる。集合体へ提供ができるということです。優良農地を守る今までの虫食い除外、転用、細分化を防ぐことができるんだということでもあります。またその土地を一筆にまとめることによって、今後農家分家住宅によります農振除外がなくなる。防ぐことができるというすばらしい構想であります。これを2期目の行政を担われた場合には、この約束を実現していただいて、辻村行政の負の遺産とならないようお願いをして、私の質問にかえたいと思います。どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（小林一則君） 以上で、12番 奥川直人君の質問は終わりました。10分間休憩をいたします。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時07分 再開）

○議長（小林一則君） 10番 中瀬信之君の質問を許します。

○10番（中瀬信之君） それでは議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。今回の質問は3点用意をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目東南海、南海地震における危機対策。2点目は食育と地産地消の進め方について。3点目は新型インフルエンザ対策についてであります以上3点について伺いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは第1番の質問であります、東南海、南海地震における危機対策について伺います。地震の危機は次から次に日本を含めた世界で、大地震が発生をし大きな被害

を出しております。今年の1月のハイチの大地震においては、死者が30万人を超えるというような大きな被害状況であります。またこの2月27日には南米チリにおいて、大きな地震が発生し遠く離れた私たちの日本でも、沿岸部においては大きな被害を受けたところがあります。いつも思うのですが、このように大きな地震が起こると、次はどこでこういう地震が発生するのか。非常に心配な思いがあります。

玉城町において東南海、南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており大規模な地震が高い地域となっております。いつ大規模地震が発生するかわからないからであります。誰もが認識していることありますが、自然災害である大地震を阻止することはできません。しかしながら、大地震から生命や財産を守ることは行政と地域住民が力を合わせることによって、被害を小さくする、抑えることができる。そのように思っております。

そこで三つの項目について伺います。まず一点目が玉城町の耐震改修促進計画の策定が行われ、耐震化作業が進んでおりますが、当町の耐震化は計画どおり進んでいるのでしょうか。公共施設及び住宅の耐震化の状況について伺います。2番目はお城広場にあります屋内体育館、これは旧田丸小学校の体育館であります。町長の説明では耐震水準を満たすための工事ができなくなったとのことですが、この状況を踏まえ今後どのような対策を考えているのか伺います。よろしく。

○議長（小林一則君） 10番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。辻村町長。

○町長（辻村修一君） 中瀬議員から東南海、南海地震の発生における危機対策ということで、質問をいただいております。平成20年6月に作成されました玉城町の進捗状況についてのまずお尋ねでございます。特にこの耐震改修促進計画のもとになりましたもので、平成7年に発生をいたしました阪神淡路大震災ということで、その災害におきまして、建物の耐震が基準以前の建物が非常に大きな被害が出ておると。こういうことから震災による生命や財産を守るための施策が講じられて実施されるということが、その経緯でございます。

また平成17年3月には東海、東南海、南海地震に関する地震防災戦略で緊急かつ最優先に取り組むべきとされ、平成17年の9月には中央防災会議で建築物の耐震化緊急対策方針が決定をされました。それによりまして、平成17年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正をされまして、それぞれの公共団体で住宅建築物の計画的な耐震改修の実施のための耐震化改修促進計画の策定が求められて、そして平成18年度に三重県、さらに玉城町においても、平成20年6月に策定をしたと、こういう経過でございます。平成17年の段階での玉城町住宅総数が5952戸、耐震の設備が約4710戸、耐震でない住宅1242戸、約79.1%、耐震でない住宅が約20%と、こういうことでございます。平成27年までに90%への目標設定と、こういうことございました。平成21年度までに耐震診断実施件数は既に99件。耐震補強の件数が3件、公共施設の耐震状況は平成20年12月調べによりまして、34施設4件ということございまして、目標の平成27年度にはすべてが完了の予

定と、こういうふうに今しておるところでございます。

さらに旧田丸小学校の屋内体育館でございますけれども、これにつきましても既に議員の皆さん方にもこの経過は説明を申し上げてきたとおりでございます。旧田丸小学校の体育館が昭和50年、今から35年前に建築になりました。そして新しい田丸小学校の体育館あるいは校舎が、平成5年に竣工したと、こういうことでございまして防衛施設庁の補助事業の対象ということで、本来であればこの旧田丸小学校の体育館の取り壊しをすると、こういう経過できたわけでございますけれども、当時の議会でのいろんな協議も踏まえて、当面は中学生の子供たち、あるいは一般の町民の皆さん方の活用が非常にあるというふうなことで、防衛施設庁にお願いして保存をしてきたという経過であります。

しかし説明申し上げますように、耐震機能がないというふうなことから、耐震診断あるいはまた設計をいたしましたところが、基礎工事に相当の費用がかかるということから、約8000万円の費用がかかると。そんな中でどういう対策が講じられるのかという検討をさせていただきました。

ただちに取り壊すというふうなことになるますと、相当の費用がかかる。あるいはまた現在中学生あるいは一般の方、高齢者の方のご利用も、それができなくなるということもありますし、特に新しい建物というふうなことになるますと、この城郭内は県の指定文化財ということでございまして、非常に難しい部分があるということでございまして、当面は耐震機能はありませんけれども、有事のときにはただちに行動が取れますように、地震の予知の装置を設置をさせていただいておるという状況で、今に至っておるところでございます。

今後におきましては、玉城町が徐々に人口がふえる、あるいはまた町民の皆さん方の健康増進のためのスポーツの振興等、こういうふうなこともやはり考えていくべきではないかというふうに思っておる次第でございまして、平成23年から10カ年の計画の中には、新しいこうした体育施設を検討に入れていくことがいるのではないかと、今思っておるような次第でございまして、そういった考え方でございしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また内容等を補足の部分は担当課長のほうから補足を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君。

○建設課長（森島千里君） 先ほど町長が公共施設の耐震の状況を、平成20年12月調べで説明をさせていただきました。そのときは34件中4件ということでございすけれども、現在平成21年度ということの中で、そのうち保育所が2件完了をいたしておりますので、34施設中2件があと残っておるといような状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（中瀬信之君） 個人住宅はどうなんですか。

○議長（小林一則君） 建設課長 森島千里君。

○建設課長（森島千里君） 町長が説明したように耐震診断が99件、これ平成15年から補助事業を受けて実施をさせていただいております。これが21年度決算という形の中で99件、それから耐震に関しては3件、うち2件が補助で実施をさせていただいて、1件については自己負担でもって処理をさせていただいているという状況でございます。

全体的に広報なりまた区長会なりでいろいろPRをさせていただいておるところでございますけれども、平成27年までにもう少しPR等をいたしまして、この耐震診断を受けていただくような努力をしてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 施設の耐震化については、以前から聞いておって、特に公共事業の施設についてはほぼ目鼻がたっておるというふうには伺っております。ただその個人住宅については、周り等いろいろ見ますと、なかなか耐震化が進んでおらんというのが実態ではないかと思っております。そういう中においては、27年にほぼ完了されるというような計画が立っておりますが、なぜ耐震化が進まないのかということを考えなければならないというふうに思っております。耐震化についてはやはりお金が非常にかかる。その補助について国とか県の補助等もありますが、日本各地いろんなところによりますと、各自治体が補助対象も個々に考えながら最終的には、個人住宅の耐震化も進めていくというふうに聞いておるところもあります。玉城町においても耐震化を進めていただくということは、非常に大事なかなというふうに考えております。

それから、田丸の体育館につきましては、今町長が地震、緊急なときには通報装置等で手だてをしておるんだというようなことがありましたが、この地震については町長の施政方針の中でも、非常に上位に出てくる項目であって、必ずこういうものは起こるんや。その対応ということについては非常にきめ細かいことを考えていかないとだめだというふうに言われております。例えば小学校の体育館については、あくまでも耐震化がないという判断を下されたわけですので、緊急連絡装置をおいてそのまま使用させていくということであれば、すべての公共施設を莫大な金をかけて、耐震化をしていく必要もないんかなというふうに思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 旧田丸小学校の体育館だけが耐震機能がないと、こういうことになってございますので、それぞれの小学校あるいは中学校、校舎こういうふうなもの玉城町の場合は、すべて耐震機能のクリアーしておるという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 小学校跡の屋内体育館については、現在でも弓道で使ったり、

空手で使ったり、いろいろなさまざまな団体が使われておると思いますが、そういう人にこの建物について大きな地震がきたら、危ないかわからんよ。いつ崩れるかわからんけど、使っとなという判断で、今町長が言われておるのか。いやこの施設については、こういう基準をいただいたんで、きっちりした明確な気をもって閉鎖をするんだとか、そういう判断を行政の長としては下さないと、いつまでもこのまま使っとなのかよという判断では少しおかしいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） できればそういうふうな形であるのが一番ベターだというふうに思いますけれども、やはり今利用されておられる方々が、ほかの町内の公共施設へなかなか活用できるようなスペースがないと、こういうことでございますから、やはりあくまでも耐震機能の設備がないというふうなことのご理解をいただきながら、当面は使っていただくという方法しかないというふうに思っておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、町長がいま行っておるような活動について、ほかに施設がないというふうに言われておりますが、教育長いろんな施設の管理をされておると思うんですが、ほかにはないんでしょうか。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 現在体育施設として使われておりますのが、勤労者体育センター、それから各小中学校とも夜間の活用はしていただいておりますけれども、現在のところは取り合いの状況で満杯状態です。

それから中学校のクラブにおいて、体育センターとそれから体育館を使用しておるんですけれども、現在玉城中学校は南勢地区で一番大きな学校になってきておりました、クラブ数も南勢地区で一番多い状況です。その中でやっぱりクラブについても、放課後は取り合いという状況でこれも満杯状態で、近くを借りて移動しているというふうな形での対応ですので、現在屋内体育館、卓球部が現在使用しておるんですけれども、これも使用禁止という形になれば、卓球部のいくところがないという状況は否めません。以上です。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） ハイチの地震であったり、チリの地震、新聞等々で聞いて、報道等で聞いておりますと、大きな地震かすれば、やはり瞬時に立っておることすらできないというような状況がある中で、今のような町長の安全安心に関する考え方でこの体育館を将来にわたって現状のまま使っていくということについて、自信を持てるのでしょうか。町長、再度お伺いをいたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 説明申し上げておりますように、やはり公共施設として耐震機能がないというふうなことは好ましくないわけですから、これにかわる新しい

体育施設をできるだけ早い時期に町内に確保させていただく、そういうふうなことの計画を今後進めていくことが必要ではないかなと、こんなふうに今思っておる次第です。

したがって、平成22年度に新しいこれからのそれぞれの総合計画と策定がござい  
ますから、そんな中で十分な検討が必要ないかというふうにも思っておる次第でござ  
います。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 町長の認識としていつ起こるかわからない地震について、わり  
あい悠長な構えで施設を運営を行っていくと。施設を利用している皆さんについて  
は、非常に危ない状況ではあるが、あなたたちも責任を持ってこの施設を利用くれよ  
ということをお願いするというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） まさに利用者の方にそういうふうな恐れがあるということも、  
常に意識をしていただいて、そして今設置をしております地震警報装置、これについ  
てやはり利用者のすべての方が、すぐに有事の際は屋外に出られるような、そういう  
ふうな普段からそういう訓練等も重ねていただくように再度お願いをしてまいりたい  
と、こういうふうに思っています。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 屋内体育館の使用については、町長のほうが今言われたよう  
な格好で住民の皆さんにも責任を持って対処して欲しいということで判断をいたしま  
す。

それから個人住宅の耐震化が進まない理由の中に、補助というんですか、耐震補助  
率とか、そういう問題があるかと思いますが、現状のまま将来にわたってそのまま  
いかれる考えであるのでしょうか、お伺います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 個人住宅のいろんな財政支援のことにつきましては、当然国の  
危機管理上の財政措置、そして県こういった中での措置に基づいて、町としてもでき  
るだけの努力をしていく必要があるというふうに思っておりますし、またこのことは  
あわせて玉城町だけではございませんで、県町村会あるいは全国町村会等でさらに危  
機対策について、地方の危機対策について要請をしていきたいというふうに思ってい  
ます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） わかりました。それでは3番目の質問になりますが、町長の  
基本的な考えの中で、町民の安全安心が大事、これ常々言われておりますが、福祉に  
おいて大地震が発生し、大きな被害を受けた場合、町内で生活をしている住民にとっ  
ても、非常に大きな心配事であります。特に弱い立場の方、障害を持った方や高齢者  
の方、ひとり暮らしの方や寝たきりの方、妊婦の方や乳幼児をもっておられる保護者

の方々にとっては、特に重大な問題であると考えております。災害時における地域の安全確保、どのような対策を持って進めていくのか。

先ほどもありましたが、68の自治区がある。その中でどういうふうな対策を持って進めていくのか。考え方を伺いたいと思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 町民の皆さん方の安全対策についての考え方のお尋ねでございます。最近の国内での大地震はご承知のような阪神・淡路大震災でございました。その結果を分析いたしますと、3万5000人の方が救出が必要な方ということでございまして、そして救出をされた状況というのは、そのうちの8割が家族や近隣の住民から救出をされておると、こういう状況でございまして、専門の救助隊に助けられた人はわずか2%に過ぎないということでもあります。

そして議員お話のように、死亡の内容で一番多いものは、建物の倒壊による圧死と、こういうことであったということでもございました。まさにこの災害の対策といたしまして自治体レベルあるいは国レベルでも、耐震補強の工事の補助あるいは家庭のレベルにおきましては、家具転倒防止対策が非常に有効だというふうに言われておるわけでございます。もう一つはもう大変なパニックというふうな状態でありましたから、実際の消防団員を始め市の職員等の出勤率は、発生当時にはわずか40%程度しか出勤することができなかつたと、こういう状況でございまして、予想を超える大災害というふうなことになりますと、当然行政機関は機能しないということになりますし、高齢者の皆さん方に誰がどう手を差し伸べるかというふうなことが課題になるわけでございます。

そんな中で大変なこの取り組みの事例があるわけでもございまして、淡路の北淡町というふうなところにつきましては、被害が非常に著しかったということで、多くの生き埋めの方が出たというふうなことでありますけれども、地域まさに地域での結びつきが、日常レベルで密になっていた地区ということでもございまして、震災の直後でも住民の皆さん方が自主的にその災害体制をとって、そして300人の方が救出された。こういうようなこともあるわけでもございまして、そしてやはりこの地域でのふだんの生活でのかかわりというものが、非常に重要だということが言われておるわけでもございます。

地震のことでチリのことも最近の大きな問題になっておりますけれども、特に日本の国は火山が非常に多いわけでもございまして、世界の20%を占める地震大国だと、こういうふうなことも言われておるわけでもございまして、特に災害直後の地域の皆さん方が自主的に、まさに自助、共助の中で連携をして、助け合うネットワークを構築してもらおう。特にこのことに自治体としても強力に取り組んでいく必要があるというふうにも思っておる次第でもございまして。

もう一点は、特に通信機器情報、ICTを活用いたしました新しい安心元気なまちづくりを今計画をしたいというふうにも考えておる次第でもございまして、お年寄りの外

出の支援のサービス、あるいはまた安心見守りのサービスを、これを進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、地域全体でこのこともお互いに日ごろの人のつながり、そういうものをさらに意識をして、地域のコミュニティづくりというふうなことに、町としても力を入れていくときではないかというふうに思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今町長が、地域、地区、自治区というんですか、そういうところで縦からのつながりだけではなくて、横のつながりをもって対策をしていくと。そういうことが非常に重要ではないかということ、言われておったというふうに思います。実際に国レベルとか、県レベルでは大きな地震対策マニュアルとかいって、何ページというようなものが出ておると思いますが、実際私が申し上げた弱者の人々にとっては、そういう大きな冊子を読んでおるようなことをなかなかできないというふうに思っております。例えば各小さな地区において、大きな地震が来たときの避難場所の経路であったり、集まる場所であったり、横のつながりということから言いますと、隣には寝たきりの方がみえるよとか。こちらの家には小さな子供がいるとか、いろんな情報、昔の隣組とかそういうことになろうかと思いますが、そういうマニュアルづくりというのですか、そういうことを早急に進める。それはやはり行政が大きな目標をもって、各自治区にこういうことをつくっていかないと、各自治区であんたどこ勝手につくってえなと言っても、なかなかできないと思います。ですのでそういう横のつながりを早くつくって、対策にもっていく。弱者と言われる皆さん方が、こういうものがあるから私たちは安心やな、安全やなというようなことが言えるようなものをつくる。地区安全安心防災対策マニュアルというんですか、そういうものをつくってはどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） まさに中瀬議員がおっしゃるように、そういうマニュアルをつくる。そしてまたそのことを地域の皆さん方に推進をしていくということが非常に重要だというふうに思ってます。これからのやはり時代、これからどんどん玉城町の中でも進んでいくという。あるいは既に一人暮らしの高齢者が223世帯、今もあるわけでありましてけれども、それぞれのいわゆる要援護の方の世帯がどんなところで、どうの方が住んでみえるのかというふうなことのデータなり、日ごろからの先ほど北淡町の事例もお話させていただきましたけれども、つながりというふうなことが有事の際には非常に有効に生きていくというふうに思ってます。

これは地震だけではなくて、ほかのいろんな福祉の面での助け合い、そういうことも日ごろから大変重要なことだと思っておりますので、ぜひ町の行政の中からも積極的にこのことに取り組んでいくべきではないかというふうに思っておる次第です。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 安全対策マニュアルというのは、そういうことで進めていただくことが、非常に大事だというふうに思っております。早急に各自治区で進められることをお願いしたいというふうに思います。基本的に進める部署というのは、どこで進められる予定でしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 職務といたしましては、現在総務が担当をしております。総務課というふうなことになると思います。

○議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

○総務課長（中郷 徹君） 中瀬議員先ほどから仰せの自治区内におきます避難場所、危険場所、こういったことについての点検、そういったことではなかろうかと思えます。もしくは要救護者の名簿づくり、そういったことにもなつてこようかと思いますが、こういったことに関しましては、総務のほうで所管をいたしております全体のまとめを実施をいたしておるわけなんです、知っ得なつ得おでかけ講座、これのほうで取り扱いをいたしております、昨年から実際にこのことに関しましての取り組みをいただいたこともございます。

このことには町だけではなく、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、この方々もご参画をいただきまして、自治区の方々と一緒に交通安全も含めてまして危険箇所の点検といったことにつきまして、地図づくりをしていただいて、しようということになっております。中で要支援者、要救護者といったことについてでございますが、このことにつきましては防災計画の中にも、これは風水害と震災対策といったことで、個別には設けておりません。一つのことと規定をいたしておるわけでございますが、災害弱者につきましては町が当然把握していこうというふうなことで定めておるところでございます、このことにつきましても、社会福祉協議会それから民生委員協議会のご協力をいただきまして、名簿づくりといったことを進めておるところでございます。ただこの内容につきましては、一部当然個人情報が多く含まれておるといったこともございますのでたえず備え、これを公表するといったことにはなかなかかなりにくいところでございますが、このことにつきましても、徐々にその方向に向けまして努力をいたしておる。こういったことでございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） できるだけ早く作成をしていただきたいというふうに思います。

それと2番目の質問になりますが、食育と地産地消の問題について伺います。この食育と地産地消については私、過去5ほど質問させていただいております。その中で町長の答弁等を聞いておりますと、食育は教育を行う上でも重要なことであつて、積極的に食育を進めていくんや。また地産地消を絡めた食育は大変重要であり、そこら辺の連携をとって取り組みを行う。町内には4つの地区があり、その地区の特色をいかした農業、町としての支援をしていく。生産者と消費者が維持、連携するというふ

うに言われておりますが、町長の施政方針等いろいろ見ておられますと、防災に関することだとか、いろいろ書いてはありますが、食育とか地産地消について施政方針の中にも出ていない。このことについては意識的に余り大きく思っておられないのか。そういうふうなことをお聞きしたいと。いろいろやりたい、これもやりたいというようなことは言われておりますが、実際のところなかなかこちらとしても進め具合が分からんというような状況がありますので、町長が描いております具体的な進め方というんですか、基本的な考えで結構ですので、お願いしたいと思えます。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 今までご質問いただいてお答えを申し上げておるところでございますけれども、特に食育基本法に基づく食育推進計画というのがあります。そんな中でやはりこのことに地場の産品を学校給食に使うというふうな一つの目標を定めて、玉城町としても努力をして欲しいというところでそれぞれのところをお願いしてきました。その状況が現在、全国の平均が23%、三重県が22%、玉城町は県下でも上位で46%が学校給食での地場産物を使用しておると、こういうことで一つの努力はあるというふうに思っております。

そんな中で特に平成21年の昨年10月からは5のつく日、毎月5日、15日、25日はパン食から米飯にするというふうなことにいたしております。さらに県の地産地消運動に併せて、県教育委員会で学校給食で県産食材を楽しむ機会をふやすというふうなことで、三重の地産物一番の日を設けたりとか、玉城町においても昨年の6月からできる限り、第3の土曜日、日曜日の前の日に当たる木曜日と金曜日、これを三重の地産物位一番給食の日と定め、できる限り地元食材を使った献立の提供を行い、子供たちの地場産業への理解を深める食育教育を推進しておるといった状況もあります。

そして昨年の12月3日でしたが、町の教育委員会と産業振興課が連携を図って、町内の学校長そして町内の学校の栄養教員、そして生産者といたしましては玉城アクトファーム、ふれあい農園、農事組合の法人であります茶屋、JA伊勢、そして県の農業改良普及センターの参加をいただきまして、学校給食に地場の農畜産物を利用拡大するための関係者会議、こういうようなものを開催をいたしました。

利用の現状及び利用拡大の協議を行っていただいたと、こういうことでございます。その話の中身といたしましては、いろんなご意見をいただきながら、まずは食材の安定供給、そして価格あるいは比較などの問題点、課題を抽出をしながら、まずできることから取り組んでいくと。利用拡大をさらに図っていかうと、こういうふうなことでの合意を得たところでございます。さらに平成22年度には既に事業承認の申請を今しておりますけれども、農水省事業の地産地消産直緊急推進事業、これを活用いたしまして、学校給食における地場農産物の利用拡大を図っていくと、こういう考え方を持たしていただいております。順次、進めてさせていただきたいというふうに思っております次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今町長が言われたことは、以前も言われておる中身だというふうに思います。玉城町は特に農業の町というふうに町長言われておるところもありますから、この食育と地産地消というのを絡めながら農業の発展をつくっていくということが、非常に大事やというふうに思っております。

今回、国の農家の戸別所得補償の中で、一つ新規利用米の制度ということが載っておって、この中には米粉用の米の生産とか、飼料の米の生産、こういうものについては大きな国としても補助をするというようなことが言われておます。以前言いましたが、玉城町では週2回程度のパン食を行っておるというふうに聞いております。そのパン食についてはやはり外国から来た小麦を使っておるわけですから、町としても国の政策の中で小麦粉をつくることをどんどん進めようとしても、生産者としては売先がなければ、この取り組みには参加ができないとか。いろんな項目があるわけですので、玉城町はやはり水稻栽培というのが非常に中心の地域であるというふうに思っておりますので、全面利用した中でこういうことを進める考えも必要になってくるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） まさに新しいモデルとしての所得補償の制度が進められようとしておるわけであります。米粉用につきましては反8万円とか、非常にいい形での提示がなされておるという状況もありますけれども、できるだけ町の米を子供たちにさらに給食の中で取り入れてもらうというふうなことは、これは重要だと思いますし、今その米価の差額分はご承知だと思いますけれども、町費として給食費の補助として、町が給食会へ出をしておると。こういうふうなこともございまして、米に限らずほかの産品につきましても、努めて地元の食材を学校給食の中で利用をしていただきますように、前段の関係者会議にも調整をしながら進めていってはどうかと、こんなふうに考えておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 産地商品の使用とか、今回のような米粉の使用についても、どなたに聞いても基本的には使ったほうがいいという考えはあろうかというふうに思いますが、やはりいつまでこういうものを使用する方向で決めて進んでいかないといかんというふうに思っております。例えば何年度までにはこういうものを使用したいとか、そういうことが明確になることが非常に大事かなというふうに思いますので、どのような政策をもって進めるにおいても、やはり期日を設けて使用していくということが非常に大事かなというふうに思っております。

それと初めにちょっと言いましたが、玉城町は四つの地区の特徴ということで、以前町長言われておりますが、その特徴を4地区どういうふうに考えておられるのか。お示しをお願いしたいというふうに思います。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 四つの地域の特徴というのは、それぞれ地形からご承知のように、有田の地域の水田、あるいは下外城田の畑作、外城田も水田が多いというふうなことでございますし、あるいは果樹等も盛んだというふうなそれぞれのいろんな品種の農産物が生産できる町というふうに思っておる次第でございます。さらに最近では特に専門の県のほうからのアドバイスもいただきながら、キャベツとかあるいはカボチャとか、いろんな工夫ななされた栽培も進んできておるといふふうに思っておるところでございます。そんな中でやはり以前にも申し上げておりますのが、玉城町の子供たちと言いますと、毎日小中学校では約1500人の小学校で1000人、中学校で500人でございますから1500人の子供たちが昼食、学校給食を利用しておるといふふうなことであります。これは計算をいたしますと、大変な量が必要になってくるわけでありまして。一時にそれだけの量が確保できるのかどうか。あるいはそしてそれだけの質のものが確保できるのか。こういうふうなこともございますので、そういったところはやっぱり生産者の方と密にいろんな栽培計画等を、やっぱり打ち合わせをしながらでないとなかなか難しいなとこんなふうに思ってます。

そんなところのこれから具体的なことも、さらに検討をしていく必要があるというふうに思っておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、町長言われたように約1500人の児童で、その食材を求めるのは大変や。このことは早くからわかっておることですわね。急に言うてキャベツができるわけでもないし、果物ができないわけでもないし、やっぱりそういうことを進めるためには、教育委員会だけではやはりだめだ。産業振興課、生産の絡むところが一緒になって、そういうことを進めることが非常に大事だということも、ずっと言ってきておるんですが、なかなかそういうことが今になっても生産が追いつかんとか、そういう話をせないかんといふふうに言われてますが、やはりそういうことが分かっておれば、何として生産を町に合わせて計画的につくっていくんやということ、生産者とそういう行政のほうの話しながら進めていかないとこれいつまでたっても、他の学校給食の中に地産地消を取り入れることは、非常に難しいと思います。

ですから早く教育委員会も産業のほうも話しをしながら、このことを進めていかないとだめかな。有田地区にはこういうものを作って欲しいよ。下外城田地区にはバラ作ができるから、こういう商品を作っていこうといふことを、やっぱり具体的にこれから進めていかんとあかんといふふうに思っております。教育長はどう思われますか。

○議長（小林一則君） 山口教育長。

○教育長（山口典郎君） 再三の食育に関する中瀬議員からの質問がありまして、今回教育委員会と産業振興課が初めてその話し合いの途についてということです。それでこれから12月3日に昨年度・・・まずそのところから地域割りなり、あるいはどんなものが作れるかといふふうな形の話し合いを、これから年間に数回開いていただ

きながら、この地域では何を作っていたかという要望も、私どももさせていただきたいというふうにも思っております。

ただ現在のところできるだけ野菜とか果物については、玉城町産を限定しております。ただ玉城産ができない場合は、近隣の町民の三重県産を使うという形で進めておまして、現在のところそういうふうな点では46%に達しておるということをご認識いただきながら、さらなる努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今、教育長が言われたように部署をまたいで話をし、生産体制からそういう話をしていく。ひいてはそういうことが町内の農業の活性化につながる。いま若い人は農業やっても食っていけやんで止めておく。土地は松阪とかよその大きな業者に任せて、稲作を頼む。そういう状況があると思いますけれども、やはり地域で農業をやっても生活できるというような環境づくりは、こういうことが地道になって将来的にできていくというふうに思いますので、積極的に食育と地産地消を絡めた農業ということは、町長の施政方針の中に入るぐらいの考えで、今後やっていただきたいというふうに思っております。

続いて3点目、最後の質問になりますが、新型インフルエンザの対策ということで伺います。私たちの回りを見ると、この新型インフルエンザに罹っておる人を見ることは少なくなってくるように思います。今回のインフルエンザの流行は世界的な流行は治まりつつあり、世界保健機構WHOでもピークを越えたかと違つかというような見解を出しております。昨年4月にこのインフルエンザが発生して以来、玉城町においても総合窓口を設置してその対処をしてきたというふうに思っております。

今回のインフルエンザは非常に感染力が強いものの健康な人であれば、重症化が比較的少ないと言われておりましたが、昨年8月に国内で初めて死者が出て以来、2月末までに約100名が亡くなられておるというふうに聞いております。

当町においても学級閉鎖など相次ぐ大きな影響が出たと思われませんが、予防接種の実施状況や町内の発生した重症患者の発生状況など踏まえ、まだ今回の新型インフルエンザは終息をいたしておりませんが、現時点での当町の行った新型インフルエンザ対策というのは万全であったのか、お伺いたします。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 昨年、世界的に流行した4月28日での警報の発令でございました。そして当町は三重県でも第1番に県と同時に、その対策本部を設置をさせていただいてその対応を図ってまいりました。そしてもう一つはさらに重症化の発生をできるだけ減らすために、町内の開業医の皆さん、先生方に協力をしていただいて、そして玉城病院とも連携をしながらこれも三重県で一番早く集団接種に取り組んできたというふうなことでございます。幸い重症者もなかったと。こういうふうに報告をいただいております次第でございます。

やはりこういうふうなことは迅速に対応するというふうなこと。そして対象の皆さま

ん方にきめ細かないろんな情報を提供していく。これが非常に重要だというふうに考えておる次第でございます。地震と同様にこういうふうな住民の皆さん方に係ることにつきましては、早い対応が今後も必要だというふうに考えておる次第でございます。

○10番（中瀬信之君）状況とか、そういう説明をお願いします。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） 昨年の4月28日、世界レベルの・・・を受けて玉城町新型インフルエンザ対策会議を設置し、今日現在まで9回の会議を開いています。その中で一番大きく動いたのが集団接種の問題でした。これにつきましては、対象者が2469人、約2500人に対して1000人が1才から保育所までですから、保育所に行っている方、行ってない方、全員に希望調書を生活福祉課のほうで1000名の方を対象にやりました。また小学校、中学校の1500名の方については、教育委員会のほうお願いし、同時に希望調書を取って接種の確認をしました。当時もう既に罹患されている方もありましたので、全員が受けたということではございませんが、この中で876件受けられました。1回目の接種の人数からいくと577名の方が接種を受けたというふうになっております。

この後、・・・・・・・・一つのワクチンに対して3種類のタイプが入れられるわけですが、その中には新型ワクチンが入らなかったということで、2種類の・・・ソ連A型を抜いて新型を入れるということになりまして、・・・4000万人ぐらい毎年受けていますから、その方々は1回の接種で新型ワクチンも打てるんじゃないかということで、患者さんの負担の軽減。またすべて国産で賄える可能性も高くなってきたところで、私とも安心しております。今のところこういうふうな状況で数値をご報告させていただきます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 今回の新型インフルエンザの予防接種の接種率というんですか、これは多かったというふうに思われるのか、まだまだ少なかったというふうに思われるのか、どちらでしょうか。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） この集団的接種では罹患された方は含めてませんが、24%ぐらい。ほかの医療機関でも県のほうからワクチンが供給されて医療機関でどれだけの方が打たれたかという報告が上がってますけども、玉城町の方、玉城病院でも玉城町の方が何人かかったとか。どこどこ医院で何人という情報が、市町単位別で報告されてないために、接種率が出ないんですけれども、やはり今回の場合は接種が任意だったということもありまして、いろんな自治体の対応がございまして、私どもそれに対して集団接種がいいのかどうか。いろいろ検討したんですけれども、対策会議ではやっていこうということで、保護者の方々のお考えに任そうということで、実施をしたということでございます。

ですから受診率だけをとらえて、今回はよかったか悪かったかということについて

は、やはり難しい問題かあります。ただ受験生の中学校3年の方には優先して受験の前に受けられたということもありましたので、そういう機会をつくったということで、よかったのではないかとというふうには考えております。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 接種については、今回初めに言いましたが、非常に感染力は強いけれども、うつった後の容体がそう大きくなかったということで、少ないということもあろうかと思えます。これが病型の強いH5N1型というんですが、非常にインフルエンザであれば接種は誰もが急いであるというような状況になろうかというふうに思いますが、今回当町がとった進め方の中に予防接種の補助の件も、1件500円ということもありましたが、その金額についていろんな他の市町においては、もっと助成しておるところもたくさんありますが、そういうことをもっとすれば、接種率が上がったという見方があろうかと思えますが、その辺の考えだけお伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀君） この件につきましても、当初やはり任意だったということで、県のほうにも問い合わせたことがありました。任意だから補助が出るのかどうかというような意見も当時はありました。しかしとにかく私ところは中学校3年まで平成21年度の補助は500円だということで、ここは補助はみてこうということで、同額の500円でみていこうということで。ただ金額につきましては高くすれば、もっと接種率がふえるということは当然あるとは思いますが、やはりこの新型インフルエンザの罹患率がどのように推移するのか、非常に怖かったことと。それから来年以降もどのように続けていこうかということも非常に見極めが難しかったことと。もう一つは手だてが早かった。ほかの自治体は・・・に言われて大きい金額が出てきたということはありましたけれども、そこら辺もあり今回500円としましたけれども、また来年度平成22年、この秋にまた状況を見てということをおっしゃるとしたら、先ほど申し上げましたように・・・がそういう意見を出したということで、今回は季節性のインフルエンザと同じように接種ができるということで、またそこら辺のことについては、当初予算には反映しておりませんが、金額もまたそのときに考えてもらいたいということをおっしゃいます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） すいません。もう時間やと思えますので、最後の質問ということで、将来起こりうる強毒性のインフルエンザ対策、今回のインフルエンザを踏まえて町長の考え方だけ、最後にお伺いして終わりたいと思えます。

○議長（小林一則君） 辻村町長。

○町長（辻村修一君） 新型インフルエンザは世界的な大流行がピークを越えたということで、最近の情報でございます。しかし議員のご指摘のように流行が終わったわけでは決してないというふうなことで、安心しておつたらいかんということもあるわけ

でございます、今までのこの対応を研究をしてこれからに備えておくということが非常に重要だというふうに思っています。今いろんな補助もお話もございましたけれども、まずは早い段階で早い診断と治療で重症化を防いだと。これが非常に効果があったというふうに見られておるわけでございます。特に現場での医師やそして医療機関の献身的な努力があったと。こういうことだということでありまして、さらにそんな中で国民の人々も感染を広げないように努めてきたということだというふうに言われておるわけでございます。

自治体といたしましては、昨年のフェーズ4からの取り組みというふうなことでの対応がございましたけれども、やはり国県のマニュアルに沿って今申し上げましたように、よりスピーディにこの取り組みをしていくというふうなことと、もう一つは国をあげての取り組みというふうなことでありますから、国に対するこういった対策についての財政支援、あるいは徹底したマニュアルというふうなものを、つくっていただくように、いろんな機会に働きかけをしていく必要があるというふうに今考えておる次第でございます。

○議長（小林一則君） 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君） 素早い対応というのが必要だというふうに思いますので、よろしく願いしたい。以上で終わります。

○議長（小林一則君） 以上で10番 中瀬信之君の質問は終わりました。これで本日の日程は全て終了いたしました。あす3月9日は午前9時より本会議を開き提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後 3時10分 散会）